

令和 8 年第 3 回定例会

津 別 町 議 会 会 議 録

令和 8 年第 3 回 津別町議会定例会会議録

招集通知 令和 8 年 6 月 5 日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 令和 8 年 6 月 16 日 午前 10 時 00 分

延会日時 令和 8 年 6 月 16 日 午後 3 時 48 分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 渡 邊 直 樹

議員の応招、出席状況

議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況
1	巴 光 政	○	○	6	佐 藤 久 哉	○	○
2	篠 原 眞稚子	○	○	7	高 橋 剛	○	○
3	細 川 博 行	○	○	8	小 林 教 行	○	○
4	山 内 彬	○	○	9	渡 邊 直 樹	○	○
5	山 田 英 孝	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐 藤 多 一	○	監 査 委 員	藤 村 勝	○
教 育 長	近 野 幸 彦	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	伊 藤 泰 広	○	生涯学習課長	谷 口 正 樹	○
総 務 課 長	中 橋 正 典	○	生涯学習課長補佐	坂 井 隆 介	○
総 務 課 長 補 佐	高 橋 洋 行	○	監査委員事務局長	土 田 直 美	○
住 民 企 画 課 長	迫 田 久	○	監査委員事務局次長	松 木 紀 幸	○
住民企画課参事	加 藤 端 陽	○			
税 務 財 政 課 長	菅 原 文 人	○			
税務財政課長補佐	小 西 美 和 子	○			
保 健 福 祉 課 長	兼 平 昌 明	○			
保健福祉課長補佐	平 塚 恭 輔	○			
保健福祉課主幹	向 平 亮 子	○			
保健福祉課主幹	丸 尾 美 佐				
産 業 振 興 課 長	渡 辺 新	○			
産業振興課長補佐	尾 路 克 彦	○			
建 設 課 長	斉 藤 尚 幸	○			
建設課長補佐	田 島 博 光	○			
会 計 管 理 者	丸 尾 達 也	○			
庶 務 係 長	成 田 ゆ か り	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	土 田 直 美	○	総 務 係	松 嶋 祥 己	○
総 務 係 長	佐 藤 佳 奈	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	8 番 小林 教行 9 番 渡邊 直樹
2			会期の決定	自 6 月 16 日 2 日間 至 6 月 17 日
3			諸般の報告	
4			行政報告	
5			一般質問	
6	議案	31	津別町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
7	〃	32	子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
8	〃	33	津別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
9	〃	34	津別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
10	〃	35	津別町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
11	〃	36	契約の締結について（木質バイオマスエネルギーセンター建設工事）	
12	〃	37	契約の締結について（津別小学校バリアフリー化改修工事）	
13	〃	38	契約の締結について（津別町旧学校給食センター解体工事）	

日程	区分	番号	件名	顛末
14	議案	39	令和8年度津別町一般会計補正予算（第1号）について	
15	〃	40	令和8年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について	
16	〃	41	令和8年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について	
17	〃	42	令和8年度津別町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について	
18	報告	3	繰越明許費の繰越しについて（津別町一般会計）	
19	〃	4	株式会社津別町振興公社の経営状況について	
20	〃	5	例月出納検査の報告について（令和7年度2月分、3月分、4月分、令和8年度4月分）	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

ただいまから、令和 8 年第 3 回津別町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

8 番 小 林 教 行 君 9 番 渡 邊 直 樹 君

の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 17 日までの 2 日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 6 月 17 日までの 2 日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（土田直美さん） 諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

本定例会に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付しているとおりであります。職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付している報告書のとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（鹿中順一君） 日程第４、行政報告を行います。

町長から、行政報告に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君） 〔登壇〕 おはようございます。

本日ここに、第３回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、第２回臨時会後の行政報告を申し上げます。

はじめに、天王洲キャナルフェス 2026 春夏への出展についてであります。本イベントは、一般社団法人 天王洲・キャナルサイド活性化協会が主催し、５月 22 日から 5 月 24 日にかけて東京都品川区の天王洲アイルにおいて開催されたもので、首都圏における本町の認知度向上と、特産品およびふるさと納税の P R を目的として出展いたしました。

本町のブースでは、町内従業者のご協力をいただき、ふるさと納税返礼品登録品やあとから納税システムの対象商品を中心に、首都圏の消費者ニーズを意識した合計 35 品目の特産品を展示販売したほか、フジタコーポレーションによるクマヤキの販売等

を行いました。

今後は、本イベントで得られた反応も踏まえながら、さらなる認知度の向上、ふるさと納税の推進および移住・定住の促進につなげてまいり所存であります。

次に、大通り花壇へ花苗の植栽についてであります。6月5日、花のまち推進協議会が主催し、花のまちの推進と花のある美しい景観づくりのため、国道240号沿い大通り花壇へ花苗2,100本を植栽いたしました。

植栽作業は津別ライオンズクラブ等の町民ボランティアの皆さまと、網走開発建設部北見道路事務所様のボランティアサポートプログラムにより、道路維持企業の社員26名のご支援をいただき、関係者等を含め68名の参加により完了することができました。今後も町民の皆さまへ参加を呼び掛け、花のある美しい景観づくりを継続してまいります。

次に、道営水利施設等保全高度化事業、津別2地区における活汲配水池の営農用水供用開始についてであります。令和4年度から本事業により、東岡、活汲地区における営農用水の整備を進めているところですが、6月1日に活汲配水池ポンプ室が完成したこと、活汲第2地区の受益者が供用される水を各戸に引き込む工事を行うことにより、新たな施設から水を利用することが可能となりました。

今後、令和10年を目途に東岡地区への営農用水の供給整備を進め、良質な営農用水を安定的に確保し、受益者の経営、生活環境の改善、安定化を図ってまいります。

次に、建設工事等の発注状況についてであります。6月9日現在、一般土木工事関係については、町道2号線歩道新設工事ほか13件、2億5,709万2,000円(64.4%)。

一般建築工事関係については、木質バイオマスセンター貯蔵棟建設工事ほか6件、9億8,973万6,000円(88.3%)。

簡易水道下水道工事関係については、水道老朽管更新工事ほか3件、1億8,465万7,000円(94.2%)。

設計等委託業務関係については、達美橋ほか9橋橋梁点検委託業務ほか7件、3,346万8,000円(21.3%)であり、令和8年度予算分について総額14億6,495万3,000円で78.2%の発注率となっており、今後も適宜発注に努めてまいります。

なお、今議会におきまして、条例制定、補正予算等の議案を提出いたしますので、

慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げ、行政報告といたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ただいまの行政報告に対し質疑を受けます。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 以上で行政報告を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 8 分

再開 午前 10 時 14 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎一般質問

○議長（鹿中順一君） 日程第 5、一般質問を行います。

質問および答弁は一問一答方式にて行います。

一般質問の進め方については、質問者は前列中央の質問者席で、答弁者は自席で行うこととします。

質問事項が複数ある場合は、一つの質問事項が完結し、次の質問に移る場合は次の質問に移る旨の発言をお願いいたします。

次の質問に移った場合、先の質問には戻れませんのでご了承ください。

質問時間は答弁を含め 60 分以内とし、反問権の行使があった場合は、反問の時間も含めて 90 分以内とします。

通告の順に従って順次質問を許します。

9 番、渡邊直樹君。

○9 番（渡邊直樹君） 〔登壇〕 議長より発言のお許しをいただきましたので、先に通告しています 2 項目について質問させていただきます。

1 点目です。町長の出处進退についてであります。

昨年 12 月定例会における山内議員の一般質問に対し、令和 8 年 11 月実施の町長選挙に向けた自身の出馬表明の時期について「進退につきましては、当該年の 6 月議会と考えています」と答弁されました。

そこで、この発言に基づき、改めて町長の進退に関する現在のお考えについてお聞きしたいと思います。

また、今後、町のさまざまな課題に向き合う町長として、備えているべき「政治姿勢や資質」について、あわせて伺います。

よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 渡邊君の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、私の出处進退について、お答え申し上げます。

私の進退につきましては、先にお時間をいただき報告させていただいたとおりでありまして、特に付け加えることはございません。

また、町長として備えているべき政治姿勢や資質についてのお尋ねですが、これにつきましては町民皆さんが判断することでありまして、私から言及するつもりはございませんので、ご理解いただきたいと思います。

以上であります。

○議長（鹿中順一君） 9 番、渡邊直樹君。

○9 番（渡邊直樹君） 〔登壇〕 ただいま、町長から次期選挙への不出馬という思いをお聞きいたしました。工藤町長から引き継ぎ、まもなく 5 期 20 年と重責を担われた町長に対して敬意を表したいと思います。

そして今も、そしてこれからも続く町政を担う町長として備えるべき政治姿勢や資質についての質問に移りたいというふうに思います。

それでは、町長として備えているべき資質、政治姿勢についてお伺いしたいと思います。

思い起こすと、私が議員になって間もないころ、町長が 3 期目の折り返しを迎えられた時のことです。思い出せば、消防の研修旅行に伴う懇親会の席で、私は町長から、

「議員や町長として一番大切な政治姿勢とは何か」と問いかけをいただきました。あれから約10年が経ちますが、町長はこの時の問いかけを覚えていらっしゃるのでしょうか。

また、あれから時を重ねた今、町長ご自身は何が一番大切な政治姿勢であるとお考えか、まずは改めてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） それは、どなたがなっても、その町のトップということありますので、それは町民の幸せのために働くということが一番であって、それ以外はないと思います。

○議長（鹿中順一君） 9番、渡邊直樹君。

○9番（渡邊直樹君） 〔登壇〕 今いただいた答えが、その時と比べあわせてどうかということでございます。当時、その問いかけに対し、町長が私に示された答えは、「町民の声をよく聞くこと」でした。当時、3期目を迎えられていた町長に対しては、さまざまな評価や批評が聞こえていた時期でもありました。そうした中で、町長から発せられたその言葉は、当時の私にとって非常に鮮明に記憶しています。私は、その言葉を自分自身に置き換え、今日まで指針としてきたつもりです。

そこで、次の質問に移りたいと思います。

綱紀粛正についてであります。

特に現在、職員に対し勤務外においても信用失意行為の防止や法令遵守および倫理保持と自覚を促さなければいけないと考えますが、組織づくりの考えについてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 先ほど申し上げましたとおり、町民の幸せのためにというお話をさせていただきました。それをどんな形でチェックしていくのかと、知り得ていくのかというのは、方法としてはさまざま。今はSNSの時代になっていますけれども、この間、私がずっと続けてきたのは町政懇談会、これを毎年20カ所弱ぐらいで、コロナの時は少し規模を縮小しましたがけれども、毎年続けてきています。そういった中で、町民自らのお話を聞くというのとあわせて、ご承知のとおり2年に1度、今、

町がやっている政策の実行というのが、町民の皆さんにとってどういう捉え方がされているんだろうかということが、やっぱり大事ですので、ご承知のとおり住民満足度調査というのを2年に1度実施して、1,000人の方々のアンケートを2年に1度取って、その結果を見ながら、いわゆる通信簿的な役割を果たしていますので、「ここは評価されているんだな」とか、「ここは、いまいちなんだな」というのは数字としてわかるわけです。それを見ながら政策を進めてきた状況でして、もちろん全てにわたって、それは満遍なくいくということにはなりませんので、不満を持たれる方も中にはいるかというふうに思いますけれども、やはり、その結果を元にしながら職員とともに考えて、今進めてきているということでご理解をいただければというふうに思います。

職員の関係につきましては、毎月、職員にも私自身一人一人と話すことというのは、なかなか時間的に難しいので、この間、ずっと町長になってから、毎月、町長メールというものをA4でびっしり書いて、毎月、職員の皆さんにメールを送っていますけれども、その中で、今回出した中の一つには、役場に採用される時に必ず宣誓書というのを読んでサインするんです。それは自分がこれからどういう、何に基づいて何をしなくちゃいけないのかということが書かれていて、「そうします」ということをサインするわけですけれども、それを改めてもう一度書かせていただきました。これをやっぱりもう一度見て、読んで、そしてしっかり自覚を持って町政に臨んでほしいというか、行政サービスを行ってほしいということでお話をしているところであります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 9番、渡邊直樹君。

○9番（渡邊直樹君） さらに公に尽くす無私な精神と、精神的な強靱さについてお聞きしたいと思います。

町長には、特定の便宜のためではなく、町全体のために公人として自らを厳しく律しられる人格が不可欠であると考えます。この精神、さらには最終的な決定の場において、町長自身は決断を下す、いわゆる首長の孤独や批判の矢面に立ち、自分の責任として引き受けられる人間的強さが必要と考えますが、町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） そのようにありたいと思いますけれども、なかなか難しいです。難しいとは思いますが、個人的に、何て言いますか私の記憶に残っているのが、「置かれた場所で咲きなさい」というノートルダム清心女子大の渡辺さんが書いた本が頭に残っているんですけれども、個人で決めることというのは決心と言います。組織で決めることは決断と言いますということで、記憶に残っているんですけれども、決断をするには、やっぱりさまざまな方の意見も聞きながら、独断ではまたいけないわけですし、そういったことを心にしながら進めてきたつもりですけれども、やはり、さまざまなことがありますので、何と言いますか、一言で言えば、この20年間と言いますか、生きることもそうだと思いますけれども、町政を進めていくということは障害物競走のような感じも受けていたところです。一つクリアしてもまた次がある。またそれを越えても、また次があるということで、その繰り返しだなというふうに承知しているところでありますけれども、そんなことも含めて自分としては、やはり苦しい時もありましたけれども、支えてくれる人たちがいましたので、ここまで来られたということでもあります。

まだ6カ月ちょっと残っていますので、やらなくちゃならないことがあります。大抵よその町村長さんの動きを見ますと、3カ月、あるいは2カ月前に表明されているという方が圧倒的に多いんですけれども、やっぱりあまり早くするとモチベーションにも関わってきますので、どうかなというふうにも思ったわけなんですけれども、そこは心持ちをしっかりとって進めて、残された部分の課題解決に向けて進めていきたいというふうに思っています。

○議長（鹿中順一君） 9番、渡邊直樹君。

○9番（渡邊直樹君） 〔登壇〕 私も議員になって10年近くたちますが、一般質問を行うたびに、町長からの答弁書、以前は紙でございました。今はタブレットですけど、その紙の厚さを見て、私の質問に対して町長がどのような回答をなさるのか、時には先輩議員からは、その紙の厚さではなく中身だというご指摘もいただいたんですが、私個人からすれば、一般質問に対して町長が厚く答弁書を書いていただけるということは、私自身としては議員の誉であるというふうに思って活動してきました。

その中で、今回の質問が非常に難しい質問であったと。町長にとっても答えにくい

話でもありますし、休憩中の思いもありましたので、私としては今までの町長の歴史を歩みながら、またその次につなげていくという質問で、町長もまだ6カ月という話がありましたが、町づくりは継続していますので、そういう思いも含めてお聞きしているところであります。

その中では残念な話というか、私自身としては町長からの答弁書が、今回は私の一般質問の中では短い答弁書の答えでしたので、質問の中で少し深掘りさせていただいて、人となりというものも聞いて質問していきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

それでは、人間的な寛容さと包容力についてお伺いしたいと思います。

町長には、自分と異なる意見や時には対立する立場の人間であっても、排除することなく、1人の人間として受け止める器の大きさが必要だと考えます。人間の温かみ、包容力の必要性について町長はどのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） そのようであると思います。

○議長（鹿中順一君） 9番、渡邊直樹君。

○9番（渡邊直樹君） 〔登壇〕 この項目最後になりますが、歴史への敬意と未来への責任についてお伺いしたいと思います。

町長には、先ほども町長がなられた時のいきさつもありましたが、先人たちが築き上げてきた町の歴史や文化を深く理解し、敬意を払いながら次世代へと継続する姿勢、これまでの歩みを正しく評価した上で次の時代を見据える政治姿勢を示すことができる資質が必要だと私は考えます。

町長の見解を最後にお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） それは私の後にやる方に対してあるべきというご質問ですか。

（何事か言う声あり）

○町長（佐藤多一君） 私ですか。

私は、自分にやれる範囲の中でベストを尽くしてきたつもりでありますので、それ以上のことはあえてどうこうということはありませんし、また、今12月の任期を迎え

て進退をお話しさせていただいたわけで、先ほど申し上げましたとおり6カ月ちょっとありますので、しなければならないことが、まだ引き続いてあります。ですから今、思い出をいろいろ語るだとか、そういう段階ではないというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（鹿中順一君） 9番、渡邊直樹君。

○9番（渡邊直樹君） 〔登壇〕 最後にという話でしたが、私が考える上での理想のリーダー像、首長としては、誠実や思いやりがあり、細やかな気配り、配慮ができる。常に自己分析を怠らず、揺るぎない指針を持っている。未来に向けた確かな行動力があり、時には困難に抗うだけの胆力を持っている。そうした人物が挙げられるかと思います。長く町政を担われている佐藤町長からは、今後もさまざまな学びを得たいと私自身は思っておりますので、この項目を終えたいと思います。

町長から何かあれば、一言いただきます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 残された6カ月ちょっと、ベストを尽くしていきたいと思います。

今言われたことについては、なかなかそんな方というのはそんなにいるもんじゃないというふうに思います。そんな方がおられたら、ぜひお会いしたいなというふうに思います。人間ですから、やはり間違いも起こしますし、それから、うまくいったら喜びも感じますし、失敗すればやっぱり落ち込む時もありますし、そうしながら越えていくものではないのかなというふうに思います。

今、言われたようなものをいきなり求めるということになると、かなり苦しいところに追い込まれていくのではないのかなというふうな、そんな印象を受けました。

○議長（鹿中順一君） 9番、渡邊直樹君。

○9番（渡邊直樹君） 〔登壇〕 それでは、次の質問に移りたいと思います。

2点目、老朽建築物の強風等による被害の未然防止と安全対策についてであります。

本町においては、春先に急速に発達する低気圧、いわゆる「春の嵐」や、秋に偏西風に乗って急加速する台風、さらには年間を通した突風や強風により、町内各所で老朽化した住宅、空き家、物置などトタン屋根や外壁が崩落・飛散する事例が見受けら

れます。

これらに対する緊急時の対応については、所有者自身による管理・片付けはもとより、近隣住民からの通報を受け、消防が臨機応変に対応する事例もあります。

しかし、こうした事後的な緊急対応だけでは限界があり、老朽建築物による重大な二次被害を未然に防ぎ、町民の生命と安全を確保するための「未然防止の仕組みづくり」こそが急務であると考えます。

そこで、次の点についてお伺いしたいと思います。

1点目です。老朽建築物の危険箇所について、町民からの情報提供や報告の現状について伺います。また、町民が危険を察知した際の通報窓口や、情報提供の重要性に関する啓発活動はどのように行われているのか。

2点目です。緊急時における対応の判断基準や、その具体的な意思決定の仕組みはどうなっているのか。

3点目です。所有者への指導・勧告の迅速化と、それに伴う課題はあるのか。

最後4点目でございますが、今後、老朽建築物が突風などの災害によって周囲へ被害を及ぼす危険性を鑑み、担当建設課にとどまらず防災危機管理室とも連携し、「安全確保のためのガイドライン」を策定すべきと考えますが、町の認識を伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、老朽建築物の強風等による被害の未然防止と安全対策についてお答え申し上げます。

はじめに、老朽建築物の危険箇所についての町民からの通報件数と、通報窓口および啓蒙活動についてですが、通報件数は令和7年度に3件あり、本年度はこれまで1件の通報が寄せられています。

町民からの通報窓口や情報提供は建設課で受け付けていますが、情報提供に特化した啓発活動は特に行っておりません。

空き家に関する相談全般に関する啓発活動は、広報等を通じて行っており、町外在住の空き家所有者に対しては、納税通知書に啓発書類を同封し、危険が生じることのないよう空き家の適正な管理について自覚を促しているところです。

次に、緊急時の対応判断基準と意思決定の仕組みについてですが、本来、発生した危険に対処すべきは、当該建築物の所有者となりますが、他の町民に被害が及ぶことが予想される場合は、消防署との申しあわせにより消防が対応することとし、意思決定は消防署長が総合的に判断し出動の可否を決定しています。

次に、所有者への指導・勧告の迅速化と課題についてですが、連絡先の電話番号が不明な場合で、所有者が町外に住んでいる場合は、基本的に郵送でのやり取りとなります。そのため、実際のやり取りに数日を要することから、先ほど申しましたように、空き家を適正に管理していただくよう継続的に啓発を行うとともに、空き家撤去や空き家活用に助成するなど、管理が行き届いていない空き家を減らすための取り組みを継続的に行っているところです。

次に、老朽建築物に対する安全確保のガイドラインの作成についてですが、ご承知のとおり、現在、町では「津別町空き家等の適切な管理に関する条例」に基づき、空き家が適切に管理されるよう啓発を行いつつ、不適切な空き家に対しては、管理不全空き家、特定空き家と順を追って空き家の所有者に指導を行う体制をとっています。

また、これにあわせて防災の観点からも、生活している住宅を含む所有建築物の屋根・外壁の点検補修や、飛散物の固定といった平時の備えの重要性について、出前講座や防災学習の折に啓発を行うなど、より一層町民の皆さまに周知を図ってまいりたいと考えております。

自分の持ち物は、自分でしっかり責任を持って対処することの意思を醸成することが基本であると考えております。

以上です。

○議長（鹿中順一君）　　9番、渡邊直樹君。

○9番（渡邊直樹君）　　〔登壇〕　私の今回の質問については、主だった趣旨としては未然防止ということに焦点を当てておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、通報窓口や情報提供の重要性についてでございますが、町民の方には自分事と捉えていただき、見守る目やつなぐ声、地域の危険を見て見ぬふりしない町や、あなたの気づきが事故を防ぐなどの前向きなアプローチが必要と私は考えます。単に通報してくださいと呼びかけただけでは、近隣住民にとって告げ口のように感じてしま

い躊躇してしまいます。所有者を責めるだけではなく、地域の安全を守る前向きな目的を強調することが必要であると考えますが、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 最後に申し上げましたとおり、やはり一番基本になるのは、自分の所有物ですから、自分がしっかり責任を持って対応をするということだと思います。

それがなかなか町外に住まれて、あるいは道外に住まれていたりとか、そういう方たちには毎回毎回どんなふうになっているかというのは見に来られないわけですし、ただ気になっている方は、地元で頼んで草刈りを年に2、3回やったりとか、そういう方もいますけれども、多くの方は何て言いますか世代も変わってきて、それは例えば「じいちゃんがつくった物だから」というようなことだとか、うまくつながっていないというの、また現実にあるかと思います。

そういったことで、じゃあほおっておけばいいかということでもありませんので、これは例えば写真など、これは空き家対策協議会の中で、振興局も入っておりますので、そこでの話もありまして、やっぱり写真を入れて、こういうふうになっていますよというようなことをお知らせしてあげたらいいということで、それはそれなりに返事が、全部チェックは済んでいますので、そしてこの間も危ない箇所も含めて、議員もその協議会の中に入っておられますので全部見て回って、そして対応を促すと。未然にそういうことがないように、後で通りすがりの人に傷をつけたとか、車に飛んでいったとかということになると、その人が今度責任を持つことになりますので、そういったことのないようにということで、現状こんなふうになっていますよということを、本当に危ない所は写真等を入れたりしてお知らせをしていますので、今後もそういうことは続けていきたいなど。

大抵返事が返ってきます。返ってこない人には、やはり次のステップ、次のステップというふうに踏んでいくということを今しているということです。

○議長（鹿中順一君） 9番、渡邊直樹君。

○9番（渡邊直樹君） 〔登壇〕 空き家対策があるということは私も議員ですから

当然理解した上で、今回の項目の中には空き家だけでなく、既存の住宅も含めて安全対策に取り組んでほしいという趣旨があるという前提でお話しさせていただきたいと思います。

それでは、2点目の判断基準や意思決定の仕組みについてお伺いしたいと思います。

確認にもなりますが、緊急時または通報があつてからの判断はマニュアル化されているのか。あるいは、その時々状況次第で対応しているのか。現在の具体的な仕組みについてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（斉藤尚幸君） 現在ですけれども、具体的に明文化されたマニュアル等は持っておりません。

その場の状況に応じて適切な判断をしてまいりたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 9番、渡邊直樹君。

○9番（渡邊直樹君） 〔登壇〕 夜間や土日の強風時、町民はどこに連絡すればよいのかお聞かせください。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（斉藤尚幸君） 夜間、土日の話であればなんですけれども、例えば警察等に通報される場合もありますし、消防等の可能性もあるかと思います。もちろん土日であれば役場のほうも対応ができるかと考えております。

○議長（鹿中順一君） 9番、渡邊直樹君。

○9番（渡邊直樹君） 〔登壇〕 やはり緊急時対応の窓口というものを、こういうことに対して設置すべきではないかと思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（斉藤尚幸君） 特に今のところそちらのほうについては具体的に災害等に準じて対応する形になるかと思いますので、そのような事象があった場合には、例えば役場庁舎のほうに連絡していただければなんですけれども、緊急時、私のほうに連絡が入るようになっておりますので、そういう対応にしたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 9番、渡邊直樹君。

○9番（渡邊直樹君） 〔登壇〕 窓口に対しては、この後またちょっと触れたいと

と思いますが、3番目の所有者への指導・勧告と課題についてに移りたいと思います。

これも確認にはなりますが、現在、町内で一般的に危険とみられる建物がある中で、これは今言った空き家だけじゃなく既存の住宅も含めてですが、危険とみられる建物がある中で、これまでに指導や勧告を全く行っていない事例はあるのでしょうか。具体的な対応状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（斉藤尚幸君） 先ほど町長からお話がありましてとおりなんですけれども、基本的には空き家対策のルールに準じて行っている形になります。現在、お住まいの住宅については空き家ではございませんので、特段何か特別な措置をしているということは今のところはございません。

○議長（鹿中順一君） 9番、渡邊直樹君。

○9番（渡邊直樹君） 〔登壇〕 いわゆる難しい用語ですが、無過失責任についてお伺いしたいと思います。

先ほど町長の答弁では、やはり建物と言えるものは所有者の責任、これはもう当たり前前の話でございます。ですが、例えば所有者が危険を承知の上で放置しているようなケースにおいて、痛ましい事故や不幸を未然に防ぐことこそが行政の果たすべき役割ではないかと私は考えますが、こういう無過失責任、これはいわゆる所有者の責任ということなんです、このまま放置すると、そういうことになるということが見受けられることもあろうかと思いますが、町の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（斉藤尚幸君） その上でなんですけれども、危険な空き家等々を見つけた場合には、まずは改善等を図っていただくように連絡した上で、管理不全空き家、特定空家等の順に手続きを進めてまいる形になります。

○議長（鹿中順一君） 9番、渡邊直樹君。

○9番（渡邊直樹君） 〔登壇〕 4点目の防災危機管理室との連携についてお伺いしたいと思います。

現在の空き家対策のガイドラインは、財産管理、つまり所有者にどう管理処分させるかという視点が大きいように私は感じられます。それは当然のことですが。私は空

き家に限らずという話をさせていただいております。当然、住んでいる、住んでいないというのは、現状、外側から判断しにくい場合がございますので、その地域に住んでいない方もおられますし、突風や災害時における二次災害を未然に防ぐことをしっかりと付加した新たなガイドラインを、この防災危機管理室と連携して検討すべきではないかと私は思いますが、町の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課長補佐。

○総務課長補佐（高橋洋行君） ただいまのガイドラインの部分になります。あと防災という観点におきましては、災害対策基本法を通じてになりますが、まずは住民自ら災害に備えて、日ごろより防災訓練だったり、そういう防災の研修等に参加しながら、日ごろの自宅の管理だとか備えをしっかりとやっていただくと。そういったところを周知していくところが災害の危機対策室としては進めていくところだというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 9番、渡邊直樹君。

○9番（渡邊直樹君） 〔登壇〕 私の防災危機管理室という意味の趣旨は、連携という言葉が、ある意味並列的に捉えられているかもしれませんが、こういう似かよった自然災害というものが突風なども含めて発生する場合について、建設課が主で行うのは間違いのない事実なのですが、その後ろ盾として防災管理室もそれに付随する形で、いわゆる味付けというかスパイスというか、補う意味で連携してほしいという意味で、私も今回、空き家に限らずということは強調しているんですが、それを私もそういうところをたびたび目撃しますので、それが空き家として登録されているのか、逆に人の目に触れていない部分なのか、一見わからないものですから、なのでそういう窓口というもので情報を受け取るという仕組みをつくっていただけないかという、つくすることを考えないかという趣旨でございます。もう、この項目については特段なければこれで最後にしたいと思いますが、本町は、季節や時期を問わず、たびたび強風に見舞われています。私は日々町中を歩き、屋根や壁の剥がれや、崩落などさまざまな危険箇所を目撃しています。近隣の物件でもこうした状況は見受けられますが、その都度どこに誰が通報すべきなのかと悩むのが実情です。私自身がですが。町民の皆さまにおかれましては、なおのこと迷われると推察いたします。例えば火災や救急であれ

ば 119 番、事件や事故であれば 110 番のように、老朽建築物の危険察知においても〇〇番といったような、わかりやすい窓口の周知や日ごろから地域住民と行政が連携できる仕組みづくりが必要ではないかと私は考えます。

この質問が災害の二次被害の未然防止と啓発を行う仕組みづくりを考えるきっかけになることを強く期待して終えたいと思いますが、最後に町長から一言いただいて終わりにしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 窓口の関係ですけれども、犯罪だとかそういうことで 119 番と 110 番は皆さんもよく承知しているところでありますけれども、それ以外は何かありましたら、まず全部役場に電話が来ます。ですから、あえてまた、持つこともよりいいかもしれませんけれども、何かあった時には役場に電話するということは、やっぱり町民の皆さんの中には、それは浸透しているんじゃないかなと思うんです。それが個別に例えば火事だとか、あるいは交通事故だとか、そういった時には役場じゃなくて警察、あるいは消防ということがイメージの中でもしっかり入っていると思うんですけれども、それ以外の部分については、多くの場合は役場に電話が来ますし、そして土日も含めて、いわゆる夜警の方も常時 24 時間、職員のいる時、夜警の方がいる時ということであるわけですから、そこから今度休みの時でも電話が入れば、これまでもそうですけれども担当の課長のほうに電話が入って、そこから私なりいろんなところに電話がいくということになっていますので、それがきちんとつながっていればいいのかなというふうに思っております。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午前 10 時 51 分

再開 午前 11 時 00 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

次に、2 番、篠原眞稚子さん。

○2 番（篠原眞稚子さん） 〔登壇〕 ただいま、議長のお許しをいただきましたの

で、先に通告した点につき質問をさせていただきます。

1 番目は、児童生徒の SNS トラブル対策として、見守りアプリやフィルタリングソフト等の周知・啓発についてです。

見守りやアプリやフィルタリングソフト等の周知・啓発によって、親子で SNS 被害の怖さを知り、子どもたちの心や体、未来を守るためのきっかけになるのではないかと考え、次の点について伺いたいと思います。

1 点目は、児童生徒のスマートフォンの保有率や使用の実態について把握しているのかどうか。

2 点目は、認識している SNS トラブルはあったのかどうか。

3 番目は、見守りアプリ等の周知・啓発について、どのように考えているかお尋ねします。

以上、1 点目お願いします。

○議長（鹿中順一君） 篠原さんの質問に対して理事者の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（近野幸彦君） ただいまの質問に対して答弁させていただきます。

はじめに、スマートフォンの保有率と使用の実態についてですが、小学校、中学校ともに具体的な調査を行っておらず、現状では把握しておりません。

その理由としましては、小学校ではスマートフォンの持ち込みを禁止、中学校でも原則禁止しており、スマートフォンの保有や使用の制限については、あくまでも各家庭に委ねられているものと認識しているためです。

一方で、全国的な傾向として、こども家庭庁が公表している「令和7年度青少年のインターネット利用環境実態調査」によりますと、中学生の84.8%、10歳以上の小学生の48.3%がインターネットを利用する機器としてスマートフォンを使用しているという結果が示されており、この数値も参考にしながら津別町の状況を推察しますと、津別中学校におきまして8割程度の生徒が保有、津別小学校においては、この数値を若干下回る状況にあるものと考えております。

また、携帯電話に契約していなくても自宅のWi-Fiで、契約していないスマートフォンを使用したり、ゲーム機やタブレット端末等でインターネットに接続したり

と、多くの児童生徒が何らかの形でインターネットを利用できる環境にあると認識しておりますので、単純なスマートフォンの保有率調査だけでは、必ずしも児童生徒の実態を把握するには至らない側面もあると考えております。

次に、町内で把握しているＳＮＳ等に起因するトラブルの現状についてですが、現時点におきましては、小学校、中学校そして教育委員会のいずれにおきましても、児童生徒に関するＳＮＳ等に伴う重大なトラブルの事案として報告されているものはありませんが、軽微な問題については時折発生しているものと認識しております。

次に、見守りアプリ等の周知・啓発に向けての考えですが、児童生徒をＳＮＳ等のトラブルから未然に守るためには、学校における情報モラル教育を一層充実させるとともに、各家庭における保護者の皆さまの役割が極めて重要であると考えております。具体的には、保護者の皆さまが見守りアプリやフィルタリングソフト等を有効に活用しながら、お子様のインターネット利用状況を把握し、利用時間や閲覧するコンテンツの内容について、ご家庭内でしっかりとしたルールを設けて管理・制限していただくことが最も効果的な対策の基本であると認識しております。

今後とも、学校、家庭が連携を密にし、啓発活動等を通じて、子どもたちの安全・安心のための環境づくりに努めてまいります。

○議長（鹿中順一君） 2番、篠原眞稚子さん。

○2番（篠原眞稚子さん） 〔登壇〕 今、教育長からそれぞれ答弁いただきました。

実態というか、調査はしていないけれどもというようなことで、中学生で8割、小学生ではというような答弁をいただきました。

私は、この質問をするにあたって、何て言うのでしょうかＳＮＳというかスマホを通したいろんな事故が最近起きているような印象を受けました。それで何か対策というのを、家庭だけというのも難しいのかなとか、あるいはそれに対する認識の度合いというか、この程度ならというようなことが深みというところちょっと語弊があるかもしれませんが、そんなようなことがあるのかなというようなことで、ここ数カ月でも大きな高校生等の事故等でもそういうものを媒体にしてというんでしょうか、そんなようなことが起きているのではないかということで、家庭だけでなく全体としてというか、教育委員会として子どもたちをどう育てていくのかとか、その怖さみたいなもの

を、子どもだけでなく親にもあわせて知ってもらい、健全なというか、事故のない、そういう小中学生であってほしいなというふうに思っております。

実態については、今、報告があったわけですが、スマホというふうに限定して、それじゃないよって、タブレットも持っているし、家庭でどんなふうに使われているのかわからないというような話も今実際にありましたが、去年の10月でしたか、スマホの利用を制限した市町村が大きな話題になっていたかと思います。それをそのままということではないんですけれども、ここでは日本で初めて全市民に対してスマホの使用許可というんでしょうか、使用時間等を条例で決めたというような所もありますし、外国なんかに目を向けると、やっぱり禁止しているというような所もあるように伺っています。そういう中で実態はどんなのかなというのが質問の主旨でありました。

愛知県の豊明市ですか、そんなように結局その弊害として出ていたのは、長時間使用することによって健康上の問題であったりとか、ちょっと質問からずれるかもしれませんが、小中学生なんかですと、やっぱり長時間にわたり使うことによって睡眠時間とか健康の害があり、そんなのが不登校にもつながっているというような話でありました。不登校は以前にも質問していますけれども、津別町においても不登校の割合という表現はどうかと思いますけれども、数としては少ないということではないので、いろんな要因があるのかなということで、それで子ども向けにも弊害なんかもお話しし、あるいはお母さん方というか、お父さん方にもあわせて、こういう状態であるというようなことの啓発というのでしょうか、周知・啓発等も機会に応じてやっていただきたいなというふうに思います。

その調査をしていないという中で、先ほど、こども家庭庁の中でのお話もありましたが、いろいろ北海道でもありますけれども、北海道の青少年健全育成条例の中で、こういうことを意識して何か働きかけをしたのかどうかという点を1点、まずお聞きしたいと思います。

北海道においてというのは、児童生徒のスマホの利用による生活の乱れ等で重複したんですけれども、全体としては北海道青少年健全育成条例に基づいてフィルターサービスの加入義務のことが書かれておりました。このことについて子どもたち、親にお知らせみたいので、こんなふうにもなっているからスマホの使用についてはどうな

のかというようなことを全体として何かお知らせだとか、何かで周知したりしているのかどうかということです。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（近野幸彦君） 道の青少年健全育成条例等のいろいろなパンフがつくられておりますけれども、そういったパンフ等が出されている時には各保護者等に配布しておりますし、先ほど来から話されている中では、いろいろ市でもＳＮＳを禁止していたり、今朝か昨日のニュースではイギリスでも１６歳未満ですか、ＳＮＳの禁止というニュースも入ってきましたけれども、それも賛否両論あるというか、いろいろな抜け道等もありますので、禁止してもイタチごっこみたいなことにもなりますので、まずは今話されたように一番重要なところは、そのご家族も含めた中の教育的な部分の考え方をどうしていくかということを進めていくことが重要かなと思っております。

○議長（鹿中順一君） ２番、篠原眞稚子さん。

○２番（篠原眞稚子さん） 〔登壇〕 非常に何と言うか、いい点もいっぱいある、便利な点もあるということなんですが、ここにきてやっぱり外国の例なんか、今、イギリスの話をされましたけれども、オーストラリアでもそうなったとか、日本の自治体でも条例をつくって、ただ罰則規定がないからというようなお話もあったかと思いますが、最初するときに、ちょっと私も勉強不足だったんですけれども、アプリの中身を少し覗いてみたというか、いろんな働きがあって、こういうのをみんな使えばいいなというふうに単純に思いました。

そんなような中で、特に子どもなんかに、子どもが何をしているのかわかるというようなことを、現在地なんかはアプリを使わなくても、今のスマホではわかるんじゃないかと思うんですけれども、具体的に何項目かあって、メーカーの話をするわけにはいかないというふうに言われたんですけれども、そこにd o c o m o何かでやっているのは、何項目かきちっと設定ができて、子どもに警告するようなことになっているというようなことがあって、非常に便利だなというふうに単純に考えたんですけれども、そこには体験で数カ月使ってみて、後に有料というふうに書いてあって、ここでメーカーの話をするわけにはいかないという指摘を受けたんですけれども、いろんな方法、今、教育長からもあった禁止してもこっちのほうって、イタチごっこにも

なるということなのですが、やはりそういう子どもの将来に向けても町が真剣に取り組んでいるんだというような、そういうものも見える化していくということも大事じゃないかなというふうに思います。パンフレットやなんかもたくさん出ているんだろうというふうに思いますけれども、そうじゃなくて何か町が子どもの健全育成というか、大きくとらえるとそういうふうになるんですけども、そこに対して、こんなふうに努力しているんだというようなことで、親も一緒に子どもの健全な成長に向けて一緒にやりましょうというような呼びかけというのは、小さな町だから浸透し、できることではないかと思っていますので、引き続き、範囲が広がるかもしれませんが、町独自で何か取り組みみたいなのがあればいいなと思うのですが、何か考えられていることがあればお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（近野幸彦君） 一つのソフト、アプリのことを言うのはふさわしくないという話はしたんですけど、たまたま一つの有料のアプリに偏ってしまって、お話しされていたもの、アプリは一つの携帯会社だけが無料で使えるというものでしたので、そこを町として、それを使ってくださいというのはふさわしくないというお話をただけで、ほかにも各携帯会社のスマホの部分でも安心フィルターみたいなものは全て国の法律上入っておりますし、あとは無料で使えるものとしてはG o o g l eファミリーリンクでありますとか、i P h o n eですとスクリーンタイムみたいなものもありますので、その議員がおっしゃられた部分のアプリで特化した部分も多々あるんですけども、そういった今無料で使える部分のフィルタリング等でもかなりの部分で役割を果たせるのかなということでお話ししたところです。

あと、毎年I C T情報リテラシー的な講演会等も実施しておりまして、年に1回でP T A、連Pでやっている時もありましたけれども、そういった取り組みもこれからも続けていきたいと思ひますし、また保護者の皆さんに通知等もすることもできますので、そういう中で通知、啓蒙していけたらいいかなと思ひております。

また、皆さんそういうフィルタリング等がわからないわけではなくて、六十何パーセントの人はわかっていると。三十何パーセントの人もほぼ理解しているみたいな感じで九十何%の保護者の方は、大体先ほどのこども家庭庁の調査によると、やや理解

しているのかなというところで、各家庭でどこまで自分の子どもにフィルタリングをかけるかどうかという判断をしている中で、うちはある程度子どもに任せますよとか、そういうことの判断の中で各家庭のそういう部分かなとは思っております。

ただ、絶対そういうものも重要だなと私としては思っております、こちらから強制ばかりではなくて、各家庭の中でそれぞれルールを決めてもらって、特にそのアプリやゲームや何かやる時間を決めてもらうとか、そういうルールづくりが一番重要なのかなというふうに思っております。

○議長（鹿中順一君） 2番、篠原眞稚子さん。

○2番（篠原眞稚子さん） [登壇] 今の教育長の答弁で大体はわかりました。ただ、何て言うか、青少年に対する被害というかが結構出てきているというようなことも、注意を喚起するのとあわせて、このような実態ですとか、今までは知らなかったんですけれども、やっぱり依存する、依存症になるというか、そういうようなことでの警告みたい、こんなことをしているとこうですよみたいなことが今の時代全部ということもあるんですけれども、ちょっと目に触れるというか、そんなようなことでお知らせする、連合PTAというか、そういうたくさん集まる中でともに勉強してもらおうというようなことが大切かと思しますので、懸念されるようなことが町の子どもたちの中から発生しないというか、生まれてこないような仕組みづくりができればいいかなと思っておりますので、ぜひ今言われたような本当に選択肢がたくさんあってどうしていいかわからないというような、言葉だけは聞いているんだけどというようなこともあるのではないかというふうに思いますので、何と言うか一緒にというか、真剣に考えたいと思われるような、そういうPRというか周知なんかができればいいかなと思っておりますので、ぜひその辺のところをやっていただければいいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

何かあれば聞きたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（近野幸彦君） 中学生ぐらいになると、親よりもそういう機械やアプリの仕組み等について詳しくなっている可能性もあって、もしかすると親のほうがわかっていないという家もあるかもしれないんですけども、まずは先ほど話した

ように、家庭の中で子どもと保護者の方がお話し合いをしてもらって、ルール決めを
してもらいたいなということで、そういったことを毎月小学校も中学校も学校からお
便りも出していますので、そういうところで「一度家庭内でそういうお話し合いをし
ていただきたいです」みたいなことを流していきたいなというふうに思っております。

○議長（鹿中順一君） 2番、篠原眞稚子さん。

○2番（篠原眞稚子さん） [登壇] 要望ばかりになったんですけども、いろんな
取り組みをしている所たくさんありますので、そこら辺のところを参考にして、海外
でやっているような規制は結構難しいかなというふうに思います。日本でやっている
所も罰則がないからというのはおかしいですけども、なかなか規制ができなく、そし
て2時間とかって限定している町なんかでも、やっぱりすごく反響が大きかったとい
うような記事も出ていたかと思います。

ですから、いい面もあるんだけど、一方、子どもにとっては、やっぱり健康に
害が及ぶようなことは極力、親の責任というのはおかしいんですけど親の責任で遠ざ
けるというようなことが大切かなというふうに思いますので、その辺よろしく願い
たいと思います。

同じようなことになりますので、ぜひ子どもたちの将来のために、それから健康で
過ごせるために規制できるものがあれば規制をし、そうでないものはいろんな啓発活
動で何とか健康でというか、精神的にも健康、肉体的にも健康である、そういう子ど
もたちを育てていくような努力をしていただきたいなというふうに思って終わりにし
たいと思います。

よろしく願いいたします。

2項目目のことですけれども、多文化共生社会についてということなんですが、去
年、多文化の中で外国人の動向については質問があったかなというふうに思いますけ
ども、その中で少子高齢化が進む中、地域社会の新たな担い手として外国人が安心し
て暮らせる環境づくりをするということは重要であるというのは、誰しもが認識して
いることだというふうに思います。

この中で、やっぱり多様性を認め合い、お互い様というかそういう気持ちで支え合
える社会の実現のために、町として多文化共生施策をどのように進めているのか。あ

るいは、これは「誰一人取り残さない」SDGsの理念にもありますけれども、やっぱり文化の違いで取り残されないということが大切かなというふうに思います。

その中で、もう津別町の現状を見ても、このままというか、やっぱり労働力不足等で、やっぱり違った国の方の採用がこれから増えてくるんじゃないかというようなことで、前もってというのはおかしいんですけど、来た時には、いろんな多文化共生みたいなものが出来上がっているということは非常に難しいと思うんですけども、そういう受け入れ体制ができていればいいなというような、そういう趣旨で今回質問をしております。

その中で一つ目としては、増加が予想される外国人に対する支援や多文化共生社会の実現に向けての取り組みについて。それから今後どのようなことを検討されているのが1点。

2点目は、日常生活に必要な日本語学習支援について、どのようなことを考えているか、まずお聞きしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、多文化共生社会についてお答え申し上げます。

はじめに、増加が予想される外国人に対する支援や、多文化共生社会の実現に向けた取り組みと今後についてですが、特に外国人に関連しては、人口減少や担い手不足が進行する中、今後さらに外国人住民や外国人労働者の増加が見込まれることから、重要な行政課題の一つであると考えております。

本町では、これまで外国人を含む多様な人材が地域の担い手として活躍できる環境づくりを進める考え方のもと、誰もが働きやすい労働環境の整備や、将来的な外国人労働者の雇用増大を見据えた受け入れ体制整備のための情報収集を行うこととしていきます。

外国人労働者への対応は、それぞれの受け入れ先で生活ルールの周知のほか、植樹祭等町のイベントへの参加などもあることから、今後においては、自治会等地域での交流促進をお願いするとともに、行政においても他市町村の例を参考にしながら取り組みを進め、選ばれる町を目指していきたいと考えております。

また、教育分野においては、ALTの活用や台湾やニュージーランドなど海外との交流事業などを通じ、子どもたちが多様な文化や価値観に触れる機会を継続して設け、国際性や多様性への理解を深める取り組みを進めているところです。

加えて、多様化の取り組みの一つとして、北見地域定住自立圏1市4町により、昨年4月に「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を導入し、多様な性の在り方や人権が尊重され、誰もが暮らしやすい地域づくりを開始したところです。

次に、外国人に対する日本語学習支援についてですが、日常生活に必要な日本語は一定程度習得している方がほとんどですが、行政手続、医療、福祉、防災、ごみの分別など、生活のさまざまな場面において、さらなる日本語の理解が必要になることから、生活に結びついた日本語学習の支援は、多文化共生を進める上で重要であると考えております。

そのため、日本語を上達させるには地域の方々との日常的な交流が一番と考えていますが、社会教育講座などにより体系的な学習支援があれば、さらに充実した日常を送ることができることから、居住地自治会の協力はもとより、行政も率先して取り組みを検討し進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 2番、篠原眞稚子さん。

○2番（篠原眞稚子さん） [登壇] 1年ぐらい前に山田議員のほうで質問した時に、具体的に現在どれぐらいの人がいるのかとか、細かな答弁書を見せていただきましたので、様子というんですか、そういうのはわかったんだけど、厳密には1年ちょっと前になるかと思えますけれども、それよりは町の中で外国人の方、外国人労働者というのでしょうか、その方を見る機会というか、お会いする機会が増えてきているかなというふうに思います。今後さらに、完全に労働力不足のところを補ってもらおうというようなことが、ますます増えてくるのではないかといったときに、受け入れ体制みたいなことで今回お聞きをしたいと思いました。

国の制度もまた変わるということで、ちょっと十分理解はできていないんですけども、技能実習という制度が2027年ごろから変わるというようなことがあって、なかなか入ってくる人が変わってくるのかなというふうに単純に思ったりするとそうでもなく、なかなか難しいんですけども。私は、ここで生活するということに限定をして、

今回、共生ということでお話をしたいと思いました。

まず、言葉は、共生は日本語で書いて字のごとくなんですけれども、なかなか難しい。知っているようでというか、理解をするということは結構難しいのではないかと
いうふうなことで、行政としてざっくりというんでしょうか、こういう風土になって
いますよというようなことでは、やっぱり多文化共生の意識というか、そういう啓発
が必要ではないかというふうに思っています。担当の人の所に聞きに行った時には、
共生ということは、ものすごく幅広く、ジェンダーもあるしとかいろんなことを言わ
れました。ともにということであれば、年齢差でもいろんなことで協調しなきゃいけ
ないこともあるかと思えますけれども、ここはちょっと狭く、外国の方がいらっしや
るということで、町民の方にも、津別はどの国が一番多いかわかりませんが、もし
国名で一番多い所があったら、こういう機会に社会教育になるのか企画の範囲に
なるかわかりませんが、外国から仕事に来ている人というのは、こんな国の人
ですよというようなことももしあったりすれば、より身近に考えられるというか、受
け入れやすいというか、そんなようなこともあるのかなということで、意識啓発とい
うような部分は行政が担えるのではないかというふうに。地域住民は地域住民として
の役割もあると思えますけれども、まず行政が共生社会を担う啓発というか、そうい
うような取り組みで考えられていることがあれば、お聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（迫田 久君） それでは、私のほうから今何点かあった件についま
してお答えさせていただきたいと思います。

まず、町内に外国人の方が結構見られるようになりましたよねというふうなところ
でございますが、令和8年5月末現在、外国人につきましては26名というふうになっ
ております。ちなみに令和7年の同月でいけば15名でしたので、篠原議員のご指摘の
とおり、同月にしてみれば若干外国人の方が町内にたくさんおられる。去年よりも多
いというふうな形は数字的には感じているところでございます。

それで、どこの国からかということにつきましては、誠に申し訳ありませんがデ
ータ的にはございませんので、人数的にはそういう形でございます。

町全体の啓発というふうな部分でございますが、先ほど町長からの答弁にもござい

ましたとおり、町のほうといたしましては、外国人とともに生活をしていける地域というものにつきましては、それはもう今後必要だというのは十分認識しておりますので、各種場面において外国人の方々とともに、いろんなイベント等々につきまして参加していただくのを促したりとか、例えば先ほどありましたとおり植樹祭におきまして外国人の方が参加していただいて、それをうちのタウンニュースつべつで取り上げさせていただいて、こういった方々についても、こういったイベントに参加していただいておりますというところだったりとか、一緒にやっていますというふうなところにつきまして、取り組みを進めていっている状況にあります。といったことから、今後ともそういった機会を見ながら参加といいますか、広報活動等も進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 2番、篠原眞稚子さん。

○2番（篠原眞稚子さん） [登壇] 私も植樹祭の時に4人ほどいらっしゃったかなと思ひます。あと、去年だと盆踊りの時もいたかなというふうに思ひて、それ以前だと、あまりそういう町の行事というんでしょうか、そういう所で見かけるということとはなかったのかなというようにことで、来られる方も、ここでともにというか、そんなふうになっているのかなというふうに思ひまして、やっぱり外国の方って慣れない所に来ていろんな不安があつて、ちょっと声をかけられてそういうイベントに行くということによって、この地域にもう少しいようとか、そんなように根ざして次も頑張ろうとか、そういうような気持ちになるのかなというふうに思ひますので、引き続きそういうようなところのプログラムをつくつて、どんどん住民と関わるような、そういうようなプログラムをつくつていただきたいなというふうに思ひます。

職場は職場、職場で今度こういう人が来るということで役場のほうにきつといろいろ相談に来られるのかなというふうに思ひますけれども、そんな中で、特に問題があったということではないんですけども、例えば住居はどうしようだとか、会社はここにあるんだけどとか、そういうような細かなことがあると、例えば一番先に住む所だったら、聞いているところ建設課に行くというようなことなんですけど、そうすると次の生活の手続きで次、次、次と行っているのか、担当の方がその人を交えて一通り

考えられるようなこと、心配事や何かを一気に聞いているのか、その辺のところをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（迫田 久君） 外国人の方だからというふうなものではなく、転入される方につきましては、町のほうでは一覧表にして「次は、ここに行ってくださいね」、「次は、ここに行ってくださいね」というふうな形で、行政の手続きを行っていただいております。

現在、外国人の方が、今、篠原議員がおっしゃったような労働、就労関係で来られた場合につきましては、今のところは、実は、中間の業者等の方が一緒に来ていただいてサポートしていただくだったりとか、実際に務めていただく先、特別養護老人ホームさんだったりとかの方も一緒について来ていただいて、いろんな手続きをしていただくとかというところが見受けられます。

また、ごみ等々の問題がやはり後々出てくるのかなというふうなところにつきましては、担当のほうとしてもしっかりと説明、外国人の方には説明はさせていただいているというふうな状況でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 2番、篠原眞稚子さん。

○2番（篠原眞稚子さん） 〔登壇〕 現状までは特に問題なかったみたいな回答なんですけども、ちょっと2年ぐらい前だったか自治会長さんが集まる衛生推進協議会、やっぱりごみ出しが非常に困っているというようなことで、なかなか自治会の担当の方がその方に注意もできないしというようなことで非常に困っておられて、まず自治会長さん、衛生部長さん、その人の話だったのでそうかなと思いながら、まず、やっぱり何て言うんでしょうか、「こうだよ」というふうに決めつけたりするのは、自治会で難しいのであれば、担当の係の人を紹介すればいいかなというふうに思ったところもあったんですけども、やはり行政ができることと、それから地域社会というんでしょうか、そこに住んでいる、この間、このことを聞こうと思ったのでも、ある自治会では、お知らせをするのもちゃんと翻訳して、そして親切に渡している所もあるように聞きました。これって住んでいる所、その人が気付いてそうしたんだとしたら、そ

の地域に住んでいる外国人の方は非常にありがたいというふうに思うんですけども、そこまで気が回らない、気が回らないというところとちょっと語弊があるかと思いますが、そういうのも均一していただければいいかなというふうに思いますので、そういうようなところは、ちょっと注意してもらって、ばらつきがないような、どこに住んでいてもとか、どの地域にいてもというか、そういうようなことというのは大事かなというふうに思いますので、やっぱり行政情報をきちっとお伝えするというようなことは念頭に置いておいてほしいと思います。

相談窓口は前回来た時に、特別な窓口はないというふうな回答であったかと思いますが、もっとももっと増えていくと違った対応の仕方になるのかなというふうに思いますけれども、その辺のところも走りながら考えて、来ている方が困らないような、そういう対策をとっていただきたいと思います。

来た方の受け入れということと、共生ということを一概に今回お聞きしておりますので、これは技能実習生とか、今度変わる制度で来られる方であっても、やっぱり地域でみんな同じような感覚で進んでいくということが必要になってくるかと思いますが、そこら辺にある行政として、あまり個人情報みたいのになるかもしれないんですが、今度どこどこに何々国から来た、何々さんが、どこどこでというようなことにはならないかと思いますが、さりげなくいらっしゃるような雰囲気なんかもお知らせしながら、ともにこの地域で生活していきましょうみたいなことは大切じゃないかなというふうに思いますので、その辺のところをよろしく願いしたいと思います。

日本語教育みたいなことで、現状は介護等で来られている方は日本語検定、そういうのを受けられてくることなので、片言というか、そういうことができる人が多いというようなお話が今されたかと思いますが、見ていくと、易しい日本語の情報というようなことで書かれているところがあったんですが、簡単な言葉を知っているというようなことと、漢字に振り仮名がついているとか、シンプルな文法になっている、長い文ではなくて箇条書きみたいなふうにして、やっぱり相手が理解しやすいようなものになっているかどうかということと、それから何て言うんですか、されているかどうかはわかりませんが、災害等について特に避難というか、全体にもなかなか

かまだ難しい面があろうかと思えますけども、そういうところがやっぱりよりわかりやすく丁寧に、短くというか、そういうのをマニュアル化しておいて対応できるようにされていたらいんじゃないかな。来ている人の話なんかでも、たくさん受け入れている所なんかは、防災訓練というんですか、そんなようなことをされている所もあり、一気にそういう訓練まではいかないまでも、身近なことで発生されるようなことについては、箇条書きみたいにしておいて、ぜひこういうようなことがあるのでということなんかをお知らせしておくことも大切かなというふうに思いますので、その辺のところもよろしく願いをしたいと思います。

それから、最初に書いたときに日本語教育のところで受け入れが、いわゆる教育委員会じゃなくて町長部局だからというような話があったんですけども、学んでもらうというようなことになると、社会教育とかそういうところのほう幅広くいろんなことができるかなというふうに思ったので、②のところで書きました。何か特にとにかく、連携し合いながら、そういう講座とかをやる考えがあるかどうかというようなこともあわせてお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（近野幸彦君） 若干、たまたま隣町の美幌で「やさしい日本語サポーター養成講座」というのをやっていて、これがもう5年ぐらい続いていて、かなり成功してきているところなんですけど、美幌の場合は外国人が200人以上いるということで、その中でも何分の1かの方が参加してくれているという状況で、町民の方も同じく参加しているという中で、いろいろ交流を深めながらという中で、割合としてはそう多くはないんですけど成功しているということで。あと、興部とか湧別とかも若干やっていますけど、そこも200人から300人ぐらい外国人がいる場所ですので、うちの20人ちょっととは大分レベルが違うということで、社会教育講座ということで将来的には考えられますけど、現時点ではそこまではちょっと難しいのかなと思ってまして、まずは例えばa n dの交流会に声かけをして呼んでもらうとか、ほかのいろいろな団体やサークルの活動の中に体験として入れてもらうとか、そういうところからちょっと馴染むところから始めないと、そういう講座とかまでいくと、ちょっとなかなか難しいものがあるのではないかと今は考えているところです。

○議長（鹿中順一君） 2 番、篠原眞稚子さん。

○2 番（篠原眞稚子さん） [登壇] 大体聞いたんですけども、特に何か新しくこれだけは来る前に用意をしておきたいとか、そんなことがあればお聞きして終わりたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今、教育長の話したとおり、津別に住まれている外国人というのは、ほかから比べるとまだまだ全然少ないほうでして、一番多い所では 500 人を超える外国人が住んでいる所がオホーツク管内にもあるんです。そういった所だとか、今たまたま出ました美幌町さんにも 200 人いますけれども、そのうち 30 人ちょっとは津別の職場に通ってきているんですよ。本来でいけば津別に住んでほしいなという思いはあるんですけども、やはり大きな食品会社で働いていますので、日常生活、買い物も含めて自分たちで動くためには、やっぱり美幌町のような、すぐそばにスーパーがあったり、ドラッグストアがあったりとかというところをやっぱり生活で求めていくのは当然のことだというふうに思いますし、また会社としても、あちこちなかなか連れて行くのも大変ですから、自前で動けるような所に住居を構えるというような形をとっていると思いますけれども、そういったことが現実ですけども、津別の町の中にもそういうものが対応できるようなものができれば、そこからその中の例えば 30 数名が美幌町に住んでいても、5 名なり 10 名の方が津別町に住んでいただいて買い物にも不自由しないという環境をつくっていく必要があるのかなというふうに思っていて、まずは住む所なものですから、今回、3 月の議会で公営住宅の目的外使用も含めて条例改正の議決をいただいたところですので、そんなことで一步一步進めていきたいなというふうに思っています。

また、言葉の関係につきましては、この間の植樹祭を見ている、フィリピンだとかミャンマーだとか、あるいはインドネシアとか韓国の方も来ていましたけれども、共通語は皆さん日本語なんです。話し合っているのは。ですから日本語がやっぱり彼らにとって非常にそれぞれの言葉がありますけれども共通語として使われていますので、そういったことで日本語をさらにもっと深い理解をしていただくという場所というのが必要だろうなというふうに思います。

あと、少し前から始めたんですけれども、オホーツク管内のいわゆる北網圏域の町村、2市8町あるんですけれども、そこで首長が集まって年に一度いろんな意見交換をするんですけれども、その中で外国人の方が地域の中で増えてきているので、ホームページをやっぱり充実していく必要があるんじゃないかということで、お話がある町村から出でいたんですけれども、これには網走の市長さんから、それ簡単ですよということで、G o o g l e を使ってホームページのところにやろうと思えば40カ国語ぐらい対応できるので、その言葉を選んで全部一瞬のうちに変わってしまうので、それを導入したらいいですよということで、網走市は既に始めていますけれども、そんなことも聞いて、うちのほうもまだ40カ国語まではいってないんですけれども、少し言語を増やしたりしていますので、労働者として来られる方たちというのは訓練を受けて、日本語の訓練も受けて来るわけなんですけれども、ある自治会長さんに聞きますと、全く関係なく空き家を購入して住まれている外国人の方もいて、その方はほとんど日本語が通じないということなんですけれども、そういう方もやっぱり現実津別にいるようですので、ホームページが大きな役割を果たしてくるのかなというのと、今はやっぱり科学技術が進歩していますので、翻訳ソフトを使うと難なく会話ができるというようなそういう時代にもなってきていますので、やっぱり今あるツールを生かしながら、日々、日常的に交流ができるようなことになっていけばなというふうに思っているところです。

今、お隣に座っている監査委員の藤村さんと同じ自治会なんですけれども、今度の日曜日に自治会の交流会の中で、そこに住んでいる外国人の方たちも呼ぶようなことになっているんです。お手伝いからやってちょうだいということで進めているというふうに聞いていますけれども、私も参加しようと思っていたんですけど、ちょうどその日、急遽、林総務大臣が札幌に来るということで招集がかかったものですから、急遽行けなくなりましたけれども、そんなようなことはあっちの自治会、こっちの自治会でもいろいろ分散して住まれていますので、交流を深めていただければありがたいなというふうに思っております。

○議長（鹿中順一君） 2番、篠原眞稚子さん。

○2番（篠原眞稚子さん） 〔登壇〕 やっぱり人数でいろんな入ってくる、この間、

視察の帰りにバスから降りる集団の人に出て、サンマルコで働いている人たちが美幌で降りるところを見かけました。なかなか同じような便利さなんかは、やっぱり都会にはかなわない部分もたくさんあるんですけれども、小さな町でできる温かい見守りというか、温かい支援の仕方というのものもあるかなというふうに思いましたので、今、それぞれ答弁をいただいたことが前進して、ここに住む外国人の方が「ほかよりもよかった、津別に来て」と言われるような施策をつくっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩とします。

昼食休憩 午後 11 時 51 分

再 開 午後 1 時 00 分

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩を閉じ再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、7 番、高橋剛君。

○7 番（高橋 剛君） 〔登壇〕 議長より発言のお許しをいただきましたので、先に通告をいたしました件につきまして質問を始めさせていただければと思います。

質問事項は、空き家対策についてということでございます。

総務省「令和 5 年住宅・土地統計調査」によれば、令和 5 年 10 月時点で全国の空き家は約 900 万戸にのぼり、空き家率は 13.8%と過去最多となっております。このまま対策がなされなければ、2038 年には総家屋の 3 軒に 1 軒が空き家になるとの予想も出ております。

津別町においても、人口減少とともに空き家が増えております。町はその対策として、空家等撤去推進事業、空き家バンクの運営、ふるさと定住推進事業等さまざまな施策を実施しております。そこで次の点についてお伺いをしたいと思います。

一つ目、空家等撤去推進事業について、現在の経済的な事情を鑑みて、補助金を増額する考えはないかお伺いをいたします。

二つ目、ふるさと定住促進事業の奨励金の増額は考えられないか、お尋ねをしたい

と思います。

3点目、本年度の予算において、「お試し住宅」が復活すると聞いておりますけれども、いつから運用できるのか。また、利用者数はどの程度を見込んでいるのか、お答えをいただければと思います。

4点目、空き家の売却や利活用の分野に民間企業が参入する「空き家のビジネス化」も広がりはじめています。これにより、空き家再生に向けた手段も多様化していますが、今後、民間連携も含めて、新たに取り組む考えはあるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 高橋君の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、空き家対策についてお答え申し上げます。

はじめに、空家等撤去促進事業に係る補助金の増額についてですが、現在、制度設計を進めている段階であり、国の社会資本整備総合交付金を活用し、除却後の跡地について一定期間を公共の用に供することを条件に、10万円を加算する方向で検討を進めており、補助要綱の改正方針が決まり次第、所管の委員会にお諮りしたいと考えております。

次に、ふるさと定住促進事業の奨励金の増額についてですが、本町の奨励金の額は他と比べて劣る水準ではないものの、新築住宅の価格高騰が著しいことから、特に中古住宅の取得や改修に対する補助を手厚くできないか改正を検討しているところです。ただ、現在の物価高は、町の全体予算にも大きく影響を及ぼしていることから、どの程度上乗せが可能か検討を進めることとしています。

次に、お試し住宅の利用開始時期と目標利用者数についてですが、町の空き家施策においては、空家等撤去促進事業、空き家バンク、さらに空き家活用促進事業により改修支援を行い、流通・再生を図っているところです。その中でお試し住宅は、町内の住居ストックを体験していただく場として生かし、空き家の流通や定住につなげるための橋渡しの役割を持たせる考えであります。

令和8年第1回定例会において予算審議をいただいた際にも、従来のお試し住宅の課題を踏まえつつ、合宿での活用も含め、関係人口の創出や二地域居住の推進のため、

町で管理する住宅が必要であるとの判断から、当面 1 軒の空き家を購入する予算を計上させていただいたところです。

現在、購入を予定している物件は、所有者の方が遠方にお住まいであることと、ご家族のご都合などもあり、いましばらく時間を要する状況にありますが、本年度中に物件を購入し、次年度に補助事業を活用して内部改修を行った後に利用を開始したいと考えております。

お試し住宅の目標利用者数については特に設定していませんが、「第 3 期津別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、移住サポートデスクを通じた転入者を 4 年間で 80 人とする目標を掲げており、年間で 20 人程度の転入者を目標としています。お試し住宅は、これを実現させるための一つの取り組みと考えております。

次に、空き家再生に向けた民間連携の取り組みについてですが、町としましては、活用可能な空き家を空き家バンク等を通じて流通を促進し、移住・定住や地域活性化につながる資源として再生・利用する取り組みは、本町の重要な施策として今後も継続していく考えであります。そのため空き家の再生や利活用を進めるには、行政だけではなく、民間事業者、専門家、地域団体との連携が不可欠であると考えております。

今後、制度や相談体制、情報提供のさらなる充実を図るとともに、民間が持つ専門性やノウハウを活用することで、住宅に関する支援はもとより、現在、町が抱えている住生活に係るさまざまな課題解決につなげてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 7 番、高橋剛君。

○7 番（高橋 剛君） 〔登壇〕 今回これを取り上げさせていただくのは、非常に今後の津別町、日本の国自体もなんですけれども非常に大きな問題になるのではないかなということで取り上げさせていただくという形にしております。

それで、内容に関して①と②まとめてなんですけれども、これ一つ確認をさせていただければと思うんですが、内容からすると改正、増額自体には前向きというようなことで考えて、本決まりではないけれども、これから詰めるところもあるけれども、増額その他に関しては前向きであるということで受け取ってよろしいのかどうか、確認をさせていただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 前向きといいますか、例えば撤去の部分については、具体的に10万円程度とかと書いておりますので、そういう方向で検討しているということです。

○議長（鹿中順一君） 7番、高橋剛君。

○7番（高橋 剛君） 〔登壇〕 私、議員になりまして今期3回目で、一般質問は多分もう何十回とさせていただいているんですが、前向きな答弁というか、「そうですね、こういう感じでいきます」という答弁をいただいたことが、ほとんど記憶がございませんで、こうなりますと「よろしくお願いします」としか言いようがないという状態になってくるわけですが、この1番、2番に関しましては、これからもよろしくお願いしたいなと、そのように思っております。

ただ、中で何問かこれも確認をさせていただければと思うんですけども、これ質問にしようと思ったのは、物価の上昇が非常に激しいと。物価の上昇に伴って、人件費ですとか交通費ですとか原材料費、全てのものが上がっているということで、金額が変わらなければ利用の促進にはつながっていかないのではないかなという懸念がありまして、そうしなければ空き家の撤去等というのを進めていかないと、地域住民に被害といいますか、そういったことが及ぶというのを防ぐ観点からも、上げたほうがいいのではないかなという趣旨でこれを書かせていただいたんですけども、中身で何点か確認させていただきますが、答弁の中に一定期間、公共の用に供するとあるのですけれども、こちらのほうは具体的にはどのくらいの期間で、公共の用に供するとどのような行為を指すのか教えていただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（斉藤尚幸君） 今のところ、まだ検討中なので想定という前提になりますが、一定期間は、一応1年以上というのを想定はしております。公共の用ですけれども、今のところアイディアとしてありますのは、雪捨て場とか駐車場ですとか、そういう形で地域の方が利用できる体制にするという方法で考えたいなと思います。

○議長（鹿中順一君） 7番、高橋剛君。

○7番（高橋 剛君） 〔登壇〕 雪捨て場ですとか駐車場ということで、そういっ

たようなことで公共に使っていただく土地に1年間以上していただければ増額しますよということでございます。

確認ができたところで、もう一つ確認をさせていただければと思いますが、資金についてなんですけれども、除却に関して、これ国の費用も答弁の中にもちょっとあったんですけど、除却の費用を国からの補償というのもあったかと思うんですけども、増額をすると、その分の国の補助というのは増えるのか。増えた分は、例えば町独自で財源を探さなければいけないのか、お金の部分の考え方を教えていただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（斉藤尚幸君） 除却に関しての補助の関係でございますが、これまでも国の基準に定める不良住宅の除却については2分の1補助が出ておりましたが、今回、その範囲を広げるという意味合いもございまして、公共の用に利用するものについて、同じく2分の1の補助率ということで国の制度がございます。

○議長（鹿中順一君） 7番、高橋剛君。

○7番（高橋 剛君） 〔登壇〕 今のお話をお伺いしていますと、その分も出るということなので安心はしたということで、先ほども申しましたけれども制度としては、よろしく願いしたいなど。今後もよろしく願いしますということであります。

ちなみにですけれども、これ質問するにあたって美幌の役場にもちょっと取材はさせていただいたんですけれども、これ美幌の場合は同じような制度があって、ただ美幌の場合は、受付期間が決まっているのと、あとは、もともと2類型だったのを、令和7年度から3類型に増やして、たしか25万円と50万円だったやつを50万円と80万円に引き上げたのかなと思うんですけれど、そのような形で制度設計をしていると。一番の特徴が、じゃあ何でお金の違いがあるかといえ、設計士の方が外側から物件を見て点数を付けて、この点数以上だったらこれぐらい。この点数以上になったら補助金はこのぐらい出しますみたいな基準をつけてやっているというようなことでございましたので、もし今回、中身もということで考えていらっしゃるのでしたら、制度設計も一度考えていただければ、それはそれでありがたいなと思いますので、よろしく願いしたいなと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（斉藤尚幸君） こちらですけれども、制度そのものについてなんですけれども、令和10年の3月までのルールになっておりますので、現段階で劇的に物事を変えるということは考えておりませんが、何かしら、ちょっと役に立てるような形で変えられればとは担当としては思っております。

○議長（鹿中順一君） 7番、高橋剛君。

○7番（高橋 剛君） 〔登壇〕 よろしくお願ひします。

それでは、3番について追加で質問をさせていただきます。

こちらについては、以前、津別に不動産を所有している方から、町に管理とかが難しいので町に寄附したいというお申し出が町のほうにあったという話を、それも複数あるというお話を以前伺ったと記憶しているのですけれども、そのくらい家の管理ですとか、また除却の費用の捻出と、これに苦勞されている住民がいらっしゃるのは確かなのではないかなと思っております。

今回のお話というのは、3月の時にお伺いをしたら、町のほうから持ちかけたということで聞いております。お試し住宅自体は、私は全く問題ないし何度も言いますけれども、これは賛成なんです。この事業自体は。ですけれども、物件を取得する、そのプロセスが私はこれ管理ですとか、除却の費用を捻出しようと思って苦勞している住民からすれば、これ公募とかはなかったはずなので、そういう手続きがなかったために不公平に感じるのではないかなというお話をさせていただきました。3月の時に、それに対して町のお答えとしては、先ほど答弁にもありましたけれども、スポーツ合宿で使いたいと。もう一つは大きな敷地があるというようなお答えだったかなと思うのですけれども、これ理由としては非常に弱いというか、理解がなかなか難しいかなと思います。しかも、このお答えでは寄附をしたいと言っていらっしゃる方がいるのであれば、そういう方がいる中で500万円を支出する理由には当たらないのではないかなと、改めて感じます。

これ寄附を受けた場合というのは、幾つかメリットがございまして、当たり前ですけれども取得金額がかかりません。また、これ1軒だけですけれども、将来もし管理不全というか、管理する人がなかなかいないよねという物件とかだと、将来の管理不

全を防ぐこともできるのではないかなと感じます。

税金ですとか手数料ですとか、これいろいろ私も調べたんですけども、非常に制度が複雑でというか、不動産取得に係る税金って不動産取得税だったりとか登録免許税だったりとか、あと固定資産税だったりとか、まあ固定資産税はちょっと別ですけど。あと印紙税ですとか、消費税ですとか、いろんな税金がかかって、これ国税もあれば都道府県税もあれば市町村税もあるということで、片方が自治体だった場合、税金ってどうなるんだろうって全然わからなくて、調べたんですけどこれもやはりわからなくて。というのは、これに例えば特例とかいろいろ含められるので、非常にこれは難しいなということでわからなかったんですが、こういう税金その他の手数料というのは、どの家を多分買ったとしてもついてくるものですし、先ほどご答弁にありましたが、一部改修しなきゃいけないということでお伺いをしております。そうすると、どの家を使ったとしても改修費用はやはり若干かかるんだろうと。これは、これからかかっていく、多分管理費用も同じだろうと。そうすると、それらの事情を全て勘案しても、この家でなければならないという理由がないと、500 万円を支出する理由がちょっと見えてこないと私は思います。

改めてお伺いをするのですが、それらを踏まえても、この物件でなければならない理由というのは何なのか、お答えをいただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） これは、今 500 万円を計上している部分については、D－R o c k s さんがこちらの合宿によりやく入ってきてくれたということで、それで人数も増えていくと、やっぱり大男の人たちがどっさり来ますので、そういったものに対応していくのには、その近くに対応できるものがあれば一番いいなということで、そこを考えつつ、だけどそれは一時的なものですから、それをお試し住宅とドッキングさせて使っていこうということで、所管の委員会にもお話をさせていただいているところです。そして計上予算を議決いただいたということでもあります。

あと、寄附されたいという方もいるかもしれません。今どなたのことを言っているのか全然見当が付きませんが、町長になる以前から町民の方には、やはり町で家を、土地を含めて受け取ってほしいというのは、以前からそこそこやっぱり出てき

ています。それは利用価値があるということの判断で受け取ったケースもあるかというふうに思いますけれども、そうでない限りはお断りしています。お断りしている件数のほうが、私としては全部数えたわけではないんですけれども、そのほうが多いのではないかなというふうに。逆に、今たくさんある町有地もありますので、それを販売してはどうかということも議員の皆さんからも言われているところですので、それらもホームページにアップしたりしているところですが、仮に利用価値がこれはいけるなというようなものがあれば、それはお話に乗ることもあるかと思います。それはそう思っている方がお近くにいましたら、まずは担当課のほうに「こんなことなんだけど、どうだろうか」ということで、お話しいただければというふうに思います。これは2戸も3戸も4戸も5戸もという、それはやっぱりかなり厳しい状況がありますので、補助制度も活用しながら、まずは改修していきたい。古いものと新しいものを、今500万円の建物はドッキングしていますので、その古いものは、やっぱり結構厳しいかなというようなこともありますので、あとは、そういった所を例えば取り壊して、風呂だとか、そういったものに少し新たに増設するだとか、そういったふうな形で快適なものにしていかなければいけないかなというふうに思っています。

新築をしたりする町村も、お試し住宅としてありますし、トレーラーハウスを持ってきて対応しているところもあったりとか、それぞれの町でそれぞれ工夫をしていますけれども、そういったことも参考にしながら進める必要があると思いますけれども、町のほうとしては、とりあえず合宿も兼ねてということで、言ってみればテストケースみたいな形で、まず進めていきたいなと思っております。

○議長（鹿中順一君） 7番、高橋剛君。

○7番（高橋 剛君） 〔登壇〕 3月の時点で、もうスポーツ合宿のほうで使いたいというようにお話しはお伺いをしていたところなんですけれども、スポーツ合宿、正直言って1年で使うとなったら、わからないですけど1週間とか2週間とかそのぐらいなのかなと。そうすると、物件を買う意味というのはどこに出てくるか。そうするとお試し住宅を充実させるというところにやはり出てこないといけないのではないかなと、私は考えたところであります。

それと、先ほどの件と絡めて一つ教えていただければなと思うんですけど、これは

例えば町民の方に呼びかけて公募するという考えはなかったのでしょうか。例えば目的としては、こういうような目的で使いますと。今はもう管理が難しいとか、人が住んでいないとか、そういったようなことで津別町に協力していただける方はいらっしゃいませんかみたいな、そういったような公募をするという考えはなかったのか。あれば、例えば1軒で「いや、これはもう大幅に改修しないと無理だわ」という家だったら申し訳ないけど、「この家はだめ」という話になると思いますし、例えば、これだったら水周りだけやれば十分使えるよねという話になればいいと思いますし、公募自体がなかったかもしれない。応募自体がなかったかもしれないですし、わかりませんが、それをやっておけば、少なくとも「うち、これだけ苦労しているんだよ」というのがあっても、「いや、町は、ちゃんと公にしました。ちゃんと皆さんにお知らせしました。その上で、適したものではありませんでした。だからこういうふうに買いました」ということだったら納得をされる方もいるのかなと思うんですけれども、公募をするということは考えられなかったのか、教えていただければなと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 公募も一つの方法だと思いますけれども、それをやるかどうかは、これから先の進め方だと思います。

先ほども申し上げましたとおり、合宿も含めて考えておりましたので、ということはグラウンドに近くなければ意味がないですので、そういったことを含めると、なおかつ新しく、中身もよく承知しているところですので、やはりそういった条件からいくと適当ではないのかなというふうなことで予算を計上させていただいたということです。

○議長（鹿中順一君） 7番、高橋剛君。

○7番（高橋 剛君） 〔登壇〕 わかりました。

グラウンドに近い所でということで、そうすると大体豊永とかそういう感じなのかなとは思いますが、先ほどもちょっと言いましたけれども、じゃあそれだけ言うことがあるんだったら、何で予算に賛成したんだという話ですけど、事業自体は私は正しいと思っています。というか、先ほどご答弁にもありましたけれども、津別をやはり知っていただかないと人口減少対策というか、これ外から呼ぶので社会増を

増やすためには津別を知っていただかないと何ともならないわけで、そうすると一番重要なのは津別に実際に一定期間住んでいただいてやっていくと。だからこれ前にお試し住宅がなくなるといった時にも、私やったほうがいいんじゃないですかということとで一般質問でお話しさせていただいたかと思うんですけれども。ですから、お試し住宅に当然私は賛成ですし、予算にも賛成したわけです。ですから答弁にもありましたし、今、話したような理由で、私これ成功させなきゃいけないと思うんですよ、やはり。それで冒頭の質問で、いつから利用できるのか、どのぐらいの利用者数を考えているのかというところが、事業を成功させるための鍵だと思っていましたのでお伺いをしたというところであります。

これのお試し住宅に関しましても、ちょっと美幌町さんにこれも取材させていただいたので、ちょっとお話しさせていただきますが、以前、津別でやっていたお試し住宅で、結構、目的外利用者、これも3月にお伺いしたんですけど、はっきりとしたお答えがなかったかなと思いますので、「美幌町さんの場合は、そういう方はいらっしゃいませんか」と担当の方にお伺いしたら、「いるかもしれません」と。「ですけども、そこはもう割り切ります」と。「美幌を知っていただくことが重要なので、目的外でホテル代わりに使われた方がいるとしても、それはそういうものだと思って割り切ります」ということでお話をされていました。

もう一つ私が気になったのが、この後のことにもちょっと係るんですけど、町でお試し住宅をやって、その方たちが利用外目的で使うと、ある意味宿泊者が、町が何人いるかわからないですけど取っちゃう形になるんじゃないかなと思って、「宿泊関係の方から文句というかは出ていませんか」ということで聞いたんですけども、美幌の場合は、利用者、宿泊者よりも提供するホテルの数が少ないということで、これに関して問題があるとか、利用者を奪っているとか、そういったような文句は一切出ていないということで、うまくいっているということでお話をされておりました。

津別もぜひとも、さっきから繰り返しになりますけれども、この事業、本当にうまくいってほしいと思いますが、そうすると津別でこれを復活させたということを対外的に知らせる必要が出てくると思うんです。ホームページその他というのは当然載せられると思うんですけど、町民の皆さんというのは例えば広報だとか、ささえねっと

とか、いろいろ使えるものがあると思うんですけど、対外的にもやっぱりこれを発信していかなければいけないと思うんですが、広報に関して何か今考えていらっしゃるものがあれば教えていただければと思うんですが。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（迫田 久君） 今、この事業を成功させないといけないというふうなことで、高橋議員のほうからあったと思います。

これをつくって、購入した後に改修が必要だというふうなのは町長の答弁であったと思います。正式にお試し住宅というふうなものになった暁には、改修が終わって使えるようになれば、当然のことながら町外のほうにはきっちりと広報していきたいと思いますし、津別町には道東テレビさんという素晴らしいメディアがございます。そういったところも通じながら、方法をしていきたいと思いますし、各種、移住定住等々のイベント等も、今後は、このお試し住宅というふうな新たなアイテムを持っていきながらPRに努めたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 7番、高橋剛君。

○7番（高橋 剛君） 〔登壇〕 ぜひともよろしくお願ひいたします。

それと、例えば一つの案ですけれども、やっぱり人が多い所でPRしないといけないと思うので、例えば東京つべつ会の方に案内をすとか、いろんなことでも今年も多分総会に出られるのかなと思うので、そういう所でもPRをしていただいて、対外的にこういうのをやっているぞということで、お知らせをいただければと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは次に、四つ目の質問についても追加で質問させていただければと思います。

今、空き家のビジネスということで、いろんな民間のホテル業界等々が進出してきています。今、大阪ですとか京都、富山ですとか西日本を中心にして、町全体がホテルですというコンセプトを打ち出してやってらっしゃる所というのが何件かあります。それは町の商店街の一つの店舗に事務所、フロントだけがあって、あとは空き店舗だったりとか、空きビルだったりとか、空き家、そういう所の中をリノベーションして、

あなたの部屋はここですといって各家に泊まっていくというスタイルなんですけれども、これを民間がやると、当たり前ですけれども、5棟とか10棟とか多くの空き家が全部リノベーションされるという非常に良いこともあるんです。

実は、最初にこの質問を考えた時に、こういうことってできないかなと思ったんですけども、悲しいことがありまして、そういうのをやっている所って、例えば昔の城下町だったりとか、歴史的にすごい歴史がある所だったりとか、ちょっと限られるんです。どこでもできるものではないという。

それともう一つ津別の場合は問題だなと思ったのは、津別は今、アンビックスのランプの宿に支援をしています。先ほどの話でもちょっと言いましたけれども、そっち側に例えば町全体がホテルですみたいな感じで、例えば町がそれをコネクトするようなことをすると、アンビックス、ランプの宿にとっては商売敵が増えるだけなので、これはさすがにちょっといかなものかなというのがあるって、なかなか難しいかなと。ただ、これは一つの空き家対策として、地方の自治体が民間を引き入れている一つの例ということでお聞きいただければなと、そのように思います。

そんな中で一つ提案させていただければなと思うんです。提案というか、今の考えを確認させていただければなと思うんですが、以前、別に一般質問で移住者に対して一定期間住み続ければ、家とか土地をプレゼントしますよという施策を打っている所が全国の自治体で何カ所がございます。そういう話をしたんですけれども、津別町としては、もうその質問から数年たっていますし、そういったようなことは考えられないのかなということで質問させていただきたいのですが、ちょっと一つの例を出させていただきますが、茨城県の境町という所で、うちの町に移住をしてきてくれて、25年間住み続ければ家と土地、新築の家と土地を全て差し上げますというのをやっているんです。一月の普通の家賃が8万4,000円なんです。それが新婚ですとか、小さい子どもがいますとか、いっぱいルールがあるんですけど、それを越えていくと、月額、最終的には6万4,000円で新築の家に住めますという。家は全部町が用意します。それで火災保険とかも町がかけます。固定資産税は当たり前ですけどかかりませんというのをやっているんです。これはなかなか1棟当たりの建設費を考えてもなかなか難しいんですけど、同じ所がやっているの、マンションの一室だったりとか、あとは

町の中古住宅をリノベーションして同じことをやっているんです。その場合は、月にリノベーションした土地付きの1軒家が数万円で町から借りる形にして、何年間か住み続ければこれももらえますという、そういう施策なんです。こういうのを前にもちょっと提案したんですけれども、いいのではないかなと思うんですが、町の考え方を教えてください。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（迫田 久君） 今、高橋議員からご提案あった内容等々です。

最終的にはそういった形でできれば素晴らしいかなというふうに思っていますが、現段階でも町のほうとしては、移住されて来る方々にも支援はさせていただいているかなというふうに思っています。それは林業の関係だったりとか、福祉だったりとかというふうな業種を定めたものだったりとか、あとはお家を建ててくれる方だったりとかというふうなものに対しては支援をさせていただいているかなというふうに思っています。

今、その中で新しく、多分、空き家対策の観点からいって、そういった形で空き家に住んでくれば、その者に対してあげますよというふうなところはどうかというご提案なのかなと思っておりますが、まず、その事実として、うちの中で民間がそれをやっていないかという、実は中古住宅に対して改修をしながら使っていただいているというふうな事例も町の中でもありますし、先ほど高橋議員がおっしゃった空き家を1戸ごと貸すというふうなものにつきましては、実は民間の方が津別町内の中でも始められている方がいらっしゃいます。加えまして、あとは津別に来ていただけるものというふうなところで言いますと、津別町には町の中にn a n m o - n a n m oさんというゲストハウスさんもオープンをして、民間の方に頑張らせていただいているというふうなところがございますので、そういったところをまずは大事にしながらといいますか、今後大きくなっていくことを期待したいというふうに思っています。

町全体がホテル化というふうなものにつきましては、今の段階では、ちょっと津別としては、ご指摘のとおりちょっと厳しいところがあるのかなというふうには感じております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 7 番、高橋剛君。

○7 番（高橋 剛君） 〔登壇〕 実はこれ、正直今例は出したんですけど、後だしじゃんけんで申し訳ないのですが、ちょっとからくりがありまして、ここの境町という町は、ホームページで見ると、ふるさと納税の額が約 60 億円を超えているという、納税額でいうと全国 8 位ということで、ものすごく潤沢に資金があるんです。だからこういうこともできるし、この町、実は先進的な取り組みをものすごくいろいろやっているんですが、それらの全てというのは、ほとんどふるさと納税で税収的にもものすごく安定をしている。一番は確かお米か何かだったと思うんですけど、そういったようなことで町にお金があるからできるというところもあるので、ただ一つの例として心にとめていただいて、何かあれば参考にさせていただければなと思います。

質問は以上で終わりますけれども、最後にまとめとして冒頭の部分に戻るんですけども、空き家対策はこれからも続きますというか、これからが本番になっていくのではないかなと思います。

というのは、人口の減少の率、数、予測を見ても、これから日本はなかなか増えていくというのが難しい状態になるということで今予測が出ています。そうすると、もちろん北海道全体でも、この間の速報値でも札幌でも減っているという状態になってきて、そうするとこの空き家というのがどんどん増えてくるのはもう明白になっています。

これ都会だと空き家が増えると犯罪の温床になったりとか、あとは放火とかのターゲットになったりとか非常に危険な、特に特定空き家なんていうのがあると非常に危険な状態になります。じゃあ田舎はどうかというと、田舎は空き家を置いておくとネズミが発生したりとか、私も以前、相生にいた時に裏の官舎とかを片付けていると、ダンボール 1 枚はぐったら蛇がものすごく出てきたりとか、ネズミが走り回って壁に穴が開いていたりとか、衛生的にも良くなかったりとか、これ地域の人の健康とか安全も下手をすると影響が出るようなことも空き家ってありますので、ぜひ、これに関しては先進的な町でいていただきたいと思いますし、もう一つは先ほどから言っていますように、お試し住宅がうまくいくように私も何かあれば、いろいろお話をさせていただければなと思っておりますので、今後ともよろしくお願いしたいなと思います。

最後に空き家に関して町長何かあれば、一言いただいて終わりたいなと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 先ほどいろいろ話も出ていましたけれども、私たちとして興味があるのは、町がお試し住宅をつくって来ていただいて、住んで一定期間が終わって無償であげますという、これは昔から住んでいる住民の方はどんなふうに思っているんだろうかと。そのところをちょっと聞いてみたい気がします。そのところのやっぱりバランスというののも考えていかないとまずいのかなというふうに思っています。

今、町のほうでも起業人の方とも協議をしていますけれども、その不動産を取り扱う資格を持った人、これがやっぱりいるといたないとでは地元に大分違いますよというお話も伺ってしまして、そういったところで、もしかしたらWEBで船橋のそういう方たちとできないかどうかというのもしろいろ検討しながら進めて考えていただいたりしているところですので、そういったことも一つの方法としてあるのかなというふうに思います。

町のほうもこの間、例えば取り壊しも含めて始めて、町のお金を活用しないで町外の業者を利用すれば出ませんので、そういったことも含めて入れると既に300軒近く取り壊しが進んでいるんです。それを進んでいる町ということで、わざわざ道外から視察に来られる所もあったりとか、そういうことで決して対策を行っていない町ではなくて、苦労しながらもいろんな取り組みをしているということで、ちょっと話を聞かせてということで来る町になっていますので、そのところは誇っていいのではないのかなというふうに思います。

確か空き家対策の審議会の委員に議員の方も入っておられますので、いろんなアイディア等々いろいろ出てくるかというふうに思いますので、そういったところも含めて、できることを1個1個、背伸びしてもちょっとお金が関わってくると、この物価の中で消耗品の一つから町の財政が人件費も含めて相当きつい状態になってきているのは事実ですので、いろんな部分で増やしてあげたいという気持ちはありますけれども、それは全部かなえるということはまず無理な話ですので、やっぱり重点を決めてやらなくちゃいけないというふうに思っていますので、その辺はご理解していただき

たいと思います。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午後 1 時 45 分

再開 午後 1 時 55 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

次に、6 番、佐藤久哉君。

○6 番（佐藤久哉君） 〔登壇〕 議長のお許しをいただきましたので、先の通告どおり一般質問を行います。

1 点目、まちづくり基本条例について。

現在、町の最高規範となる「まちづくり基本条例」の制定に向けて素案を作成検討中ですが、進捗が遅れていると聞いています。

そこで、何点か質問をさせていただきます。

①なぜ、素案の作成が遅れているのか。また、現在の「津別町まちづくり基本条例策定委員会」の委員数は何名か。

②今後の条例制定までのスケジュールを再度お示してください。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 佐藤君の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、まちづくり基本条例についてお答えいたします。

はじめに、条例素案作成の遅れと条例策定委員会の委員数についてですが、まちづくり基本条例を策定すべく藤脇伸一氏を委員長に、これまで 11 回開催してきたところですが、本年 1 月 15 日以降開催されておりません。事務局サイドにおいての原案を委員会に提出し、委員の皆さまからご意見・ご質問を伺い、修正作業を行うとともに、より多くのご意見を委員各位に改めてお伺いしたところ、多くの項目についてご意見をいただきました。このため、これを受けての修正・見直しに時間を要し今日に至っている状況にあります。

策定委員会の委員数については、設置条例が令和5年9月議会において可決され、当初は議員2名、役場職員2名、一般町民4名の8名で構成しておりましたが、途中一般町民女性1名が都合により辞任されたことから、現在は7名となっております。

次に、今後の条例制定までのスケジュールについてですが、策定委員会において最終意見の集約を行った上で、条例案について議会および町民への説明と意見集約を行い、パブリックコメントを経て私の任期を終える本年12月の議会に条例案が上程できるよう進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 6番、佐藤久哉君。

○6番（佐藤久哉君）〔登壇〕 このまちづくり基本条例に関しては、令和4年の12月に私、町長と一般質問で、なぜ今、基本条例をつくるのかということで議論しております。その時のことからですが、基本条例の策定には町長は約2年いるというお話で、1年では性急、ちょっと時間が足りないし、3年やるとだれるという、町長の言葉を借りればそういうようなお話がありました。なので、ここへ来て3年以上かかってしまうということで、少し遅れているのかなと思ひまして質問したわけであり

ます。

その中でちょっと気になったのが、本年の11月に改正された委員会で原案を出されたと。これも2年以上たっているわけですね、第1回から。原案がこの時初めて示されたわけなのかどうかというところをちょっとお尋ねしたいのと、原案に至るまでの期間がなぜ、最初は勉強会で半年ぐらいかかったと思うんですけども、その後のスピード感がなぜなかったのかということと、その原因の一つとして女性の方が辞められたのは1年以上前だと思うんですけども、従来10名の構成という話でした。議員が2名、職員が2名、町民が6名ということで10名という構成だったと思うんですけども、現実には、その6名が3名という状況になっております。であれば、その議論の活性化という部分において、少し町民側の意見の活性化が物足りなくなるんじゃないかというような懸念は抱かれなかったのか。また、補充されようと、10名が8名でスタートした時点で、ずっと8名でいくと決めたのか、また7名になった時に新たに補充ということをどのように考えられたのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（迫田 久君） それでは、私のほうからお答えさせていただきたい
と思います。

期間を要している件につきましては、この間、元北大教授の神原教授にアドバイザー
としてお願いをしております。神原教授が実は1年間ほど体調を崩しまして、ご指
導いただけないというふうな時期がございました。その時期がありまして遅れたとい
うふうなところと、先ほど町長からありましたとおり、策定の原案までといいますか、
原案を策定してからちょっと整理に時間がかかっているというふうなところござい
ます。

この間、その原案につきましては1月の段階で報告をさせていただきましたけれど
も、素案につきましては、その前の段階で一度示させていただいているかなというふ
うに思っております。

次、委員の人数のところでございますが、委員会の設置条例につきましては10名以
内というふうな形で書かせていただいているかなというふうに思っています。この委
員会を立ち上げるにあたりまして、委員の選考等々を行いました結果8名というふう
な形で当初から進めさせていただいております。これにつきましては神原先生のご指
導もございまして、あまり人数は多くなくてもいいというふうなところのご指導もあ
ったというふうに聞いております。

そういった中で、途中で町長の答弁にもございましたとおり、途中で1名欠員され
ております。そういった中でいきますと、この間、佐藤議員からもあったとおり勉強
会等々で委員の方々には勉強していただきながら進めてきたというふうな観点もあり
まして、途中から入ってもなかなか厳しいものがあるというふうな判断のもとから、
7名の中で現在進めさせていただいているというふうなところでございます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 6番、佐藤久哉君。

○6番（佐藤久哉君） 〔登壇〕 遅れてしまったものはしょうがないと言えしょ
うがないんですけども、アドバイザーの先生はもちろん顧問ですから、ご指導いた
だきながらやっていくんですけども、普通やっぱアドバイザーの先生がそれだけ体
調を崩して1年間できないとなれば、代わりを探すだとか、もしくは自分たちで独自

に進めていく、そうしたノウハウが全然ないわけではないと思うんですよ。そのところで、なかなか進捗できなかったというところに、ちょっと疑問を感じるんですけども、この後の2のほうに移ってまたお話ししますけれども、やはり大事なのは、町民とともに作り上げるという姿勢で、決してそのアドバイザーの先生や行政が満足するものではなくて、町民とともに作り上げていくものだというふうに考えた時に、少しここでの停滞は、行程の中で無駄な時間だとは言いませんけど、1年間も停滞させる必要があったのかなというところが疑問なのですけれども、アドバイザーの先生がいなければ本当にこの作業は進まなかったのか、もう一度確認したいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（迫田 久君） アドバイザーの先生がいなかったら進まないのかというふうなところですけども、当然、議員のご指摘のとおり津別町のまちづくり基本条例ですから、私ども町民と皆さんが作り上げるというふうなのは確かに、それで出来上がれば、それはそれでいいのかなと思っておりますが、この条例をつくるのには最初から神原教授のご指導をいただいているというふうなところでありまして、それらの先生のご指示が必要だったというふうな判断で遅れたというところと、やはり先生が復帰してから、その原案というふうなところを練り上げて、その後の素案というところに行くまでに時間も要したというふうなものも事実でございます。そういったところから今の状態になっているというふうなところでございます。

議員がご指摘のとおり、じゃあ、それを先生が体調を崩された時に、それを無視して進められたかというふうなところにつきましては、その当時の判断としては進められなかったというふうな判断だというふうに思っております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 6番、佐藤久哉君。

○6番（佐藤久哉君） 〔登壇〕 このことについて議論すれば見解の相違というところに出てきてしまうのかもしれませんが、うちの町の場合、前に町長とも議論したんですけども、まちづくり基本条例の柱となるものについては、既に、その実践の中でやってきていると。前にもちょっとぶら下がりの条例の話とかをしたんで

すけれども、この基本条例を使って、その下にそれを実行するための条例というものは結構もう出来上がってきていると。そういう意味では、今ルールを明文化するとか、そういう作業が多いのかなというふうに思っておりましたけれども、今ここに至って、これだけ遅れてしまったので、そのことについて今ここで議論してもあまり建設的ではないのかなというふうに思っております。

②のほうですけれども、このスケジュールの問題なんですけれども、私はもうちょっと早く完成形が見られると思っておりました。

今の話ですと、この議会が終わった後、秋ぐらいまでに町民に対する説明会、それからパブリックコメントをこなして12月条例ということですけど、先ほども申し上げましたとおり、このまちづくり基本条例というのは住民とともに作り上げる条例でなければいけないと思っています。なぜかという、条例をつくるのが目的ではありません。条例をいかに現実的に動かしていくか。条例によって行政と住民がともに行動ができるようなものをつくり上げることだと思っております。そういった意味では、住民に対する周知ですとか理解ですとか、なぜこうなのかというディスカッションですとか、そういったものは必須だと思っております。

回数は書いていないですけど、このスケジュール感でいくと、中央公民館に1回説明会でチラシで集めて、その後パブリックコメントをやって、もう次は議会。そんな感じのスケジュールかなというふうに思っておりますけれども、私はむしろ、もう住民に対する説明会に10名しか来なかったら100名になるまでやってみるとか、もしくは今年行われるのかどうか分かりませんが、先ほど町長の所信表明がありましたから、まちづくり懇談会のようなところでこうしたものを議題にして、住民の方の意見を吸い上げる。12月前でもまだ変更がきくんだぐらいの、住民に聞く時は最終通告じゃなくて、住民の意見をまだ十分吸い取る余地があるんだと、そういう条例でなければいけないと思っています。確かに行政とか議会に任せておいて条例というのはあると思いますが、まちづくり基本条例というのは、そういう町民の思いも入った条例になるべきだと、そのように考えておりますが、町長はどうお考えでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 条例の制定は、自分の進退の関係もあって12月議会で上程さ

せていただければ大変ありがたいなというふうに思っています。条例を制定する上では、当然1カ月のパブリックコメントの期間というのが必要になってきますので、そうすると後ろからぼっていくと、こういうスケジュールになっていくなというのが見えてくると思いますが、町民との対話といいますか意見交換というのは、これ去年のまちづくり懇談会でもお話ししているんですが、まちづくり懇談会でやりたいですということ言っていますので、1回ぽっきりで終わらせるというつもりは私の中ではないので、懇談会を通して、ただ、17カ所、18カ所になるかどうかというのはちょっとあれですけども、もうちょっと数は少なくなるかもしれませんが、基本はまちづくり懇談会で、それ1本で今年はやってみたいなというふうに思っています。当然、それは通常ですと10月末から大体12月の頭にかけて、自分の日程も調整しながら16カ所、17カ所ぐらいで開催していましたが、それはもう全く無理な話ですので、先ほどのパブリックコメントの日程等々でいけば、やっぱり8月あたりで集中的にやっていくという形になってくるかなというふうに思っています。そうすると、やっぱり6月、7月でしっかり最終の素案というんですが、原案というのが委員会の中できちっと決められて、それを持って町にお話しに出かけて行くという形をとりたいなと。それをまた受けて、今度は全員協議会等々でも審議をしていただきながら、そこでまた修正等々するものがあればそうして、そして最終的には皆さんの意見何かをこんなふうに入れて、こういうふうに変えながら、これを最終的なものしたいと思いますということで、ご意見いかがでしょうかということでパブリックコメントをするという、そういう流れになっていくかなというふうに思いますので、今、事務局のほうにも毎回発破をかけているところですので、頑張って進めてもらえればなど。私も委員ではありませんけれども、日程等空いている時は委員会にも出席していますので、何よりも藤脇委員長にはご苦労かけて大変申し訳ないなというふうに思っておりますので、何とか12月にうまく進んでいくように最善の努力をしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 6番、佐藤久哉君。

○6番（佐藤久哉君） 〔登壇〕 今のお答えを聞いてちょっと安心しました。

やはり住民との関係性の明文化ということを考えれば、やはり住民の方に一方的な

説明会ではなくて、そこで住民の声を拾って、まだ条例を変更する余地は十分あるんだと、そういうような姿勢で懇談会に望んでいただければなというふうには思います。

実は、議会のほうも昨年の8月の初めに、議会関係の素案というか、それについては出席している2人の議員さんのほうから議員協議会に報告はあったんですけど、議会としてもそれを討論したわけじゃなくて、ただ今はこういう状況だという報告だけだったので、議会関係の条例の部分についても、議会でやはり議論する必要もある。そういう時間も今の状況では見出せるのかどうか少し心配しているところであります。原案が正直言って8月にまちづくり懇談会をやるということは、もう出てきていなければまずいと思うんですけど、6月末なり7月中旬に原案は出来上がるのかどうか、ずばりお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（迫田 久君） 原案につきましては、先ほど町長の答弁にもあったとおり、今、委員さんのほうからいただいたご意見に対して修正案ならびに考え方を整理させていただいております。原案のほうにつきましては、次回の委員会にかけるとのものです。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 6番、佐藤久哉君。

○6番（佐藤久哉君） 〔登壇〕 次回の委員会はいつを予定されていますか。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（迫田 久君） 〔登壇〕 今、出来上がっておりますので、今月中には開きたいというふうには事務局としては考えておりますが、藤脇さん等々の委員の日程調整につきましてはこれからというふうなところです。

○議長（鹿中順一君） 6番、佐藤久哉君。

○6番（佐藤久哉君） 〔登壇〕 日程があれば、ぜひ傍聴に行かせていただきたいというふうに思います。

今、聞いたスケジュールでも、かなりタイトなスケジュールだというふうに思っております。特に、絶対そのパブリックコメントの期間を1カ月とらなきゃいけないということで、これは条例を提出する前に義務的にやらなければいけないことですので、

その1カ月を空白と考えると、やはりそのスケジュールはすごくタイトな感じがしております。

町長としては、12月でけりをつけたいというところもあるかもしれませんが、まちづくり基本条例自体をやりたいという意思を示して、これを進めてきたのは町長でありますので、町長が退任された後になるかもしれませんが、もし十分な議論が必要であれば3月上程ということも視野に含めた上で、ぜひ、このまちづくり基本条例、住民とともに作り上げた条例になるようにしていただきたいなと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） そもそも、このまちづくり基本条例、自治基本条例というところのほうが多くなりましたけれども、内容的にはそんなにそんなにどこも大きく変わるものではないというふうに見ています。

ただ、例えば美幌町さんの自治基本条例なんかを見ますと、いろんな委員会の役員は70歳あたりとするというような、その表現を70歳までとするだとか、70歳を一つの目安にするだとか、いろんな表現の仕方というのは各町村で違うわけなんですけれども、そういった一つの例ですけれども、そういったことも委員会の中でこういうふうにしていきましょうということで決まって、町民に投げかけた時に、いや、それはどうなんだろうとか、いろいろまた出てくることも考えられます。一つの例ですけれども、そうすると、さらにこれはまだ議論が必要だぞというような状況がもし出てくるようなことになれば、それは何としてでも12月ということではなくて、そもそもこの条例で一番大事にしたいのは、つくる過程が一番それが大事だというふうになんか思っていますので、できればいいというものではなくて、そこの過程、ですから、この間の1年はちょっと痛かったなというふうに思っているんですけども、そうはいいながらも後戻りはできませんので、早々のうちに進めてまいりたい。ですから場合によっては、流れによっては伸びるということもあり得るのかなというふうに思っていますけれども、私としては何とか12月に制定したいなという思いであるということです。

○議長（鹿中順一君） 6番、佐藤久哉君。

○6番（佐藤久哉君）　〔登壇〕　町長と私の考えが一緒だということは確認できました。本当にまちづくり基本条例というものは、条例をつくったところが終点ではないということ。そこが始まりだという考えでおります。町長も同じ思いだと思いますけれども、単にこれは条例をつくり上げることは、今までやってきたこと、それからこれからやらなきゃいけない、住民と行政の関係性を明文化したものであって、これを実際にその条例に則ってまちづくりを行っていくことが一番の本旨なのであると。そういう部分は共通認識かなというふうに思っております。そうした意味でつくり上げる条例ですから、私も町長5期最後の集大成として12月に条例ができてほしいと思っていますけれども、そこにこだわらないところがまた町長のいいところなんじゃないかなと思っておりますので、あわせて状況に応じた判断をいただきたいなというふうに思います。

1点目終了いたしまして、2点目の質問に入りたいと思います。

2番、まちなかの花壇についてお聞きします。

今年度より国道沿いの花壇が大通りの一部を除いてウッドチップを敷き詰めることになったと聞いています。なぜ、このように変更されたのか。また、その際、沿道の住民や自治会との協議はあったのかお聞きしたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君）　町長。

○町長（佐藤多一君）　それでは、まちなかの花壇についてお答え申し上げます。

国道沿いの花壇において、大通りの一部を除きウッドチップを敷くことになった理由と、沿線住民や自治会との事前協議についてですが、これまで国道沿いの花壇は、花のまち推進協議会をはじめ、関係団体や地域住民の皆さまのご協力により維持されてきたところです。しかしながら、近年の高齢化や担い手不足により、従来どおりの植栽と維持管理を継続していくことが困難な状況になってきたことは議員もご承知のとおりと思います。

このため、国土交通省北海道開発局網走開発建設部北見道路事務所と協議を行い、花壇の維持管理に要する労力の軽減を図りながら、景観を一定程度保つ方法として、今年度から大通りの一部を除き、ウッドチップによる管理へ見直しを行ったものであ

ります。

この見直しは、植栽や雑草の抑制、維持管理の負担軽減を目的としたものであり、今後の持続可能な景観形成の在り方を踏まえた対応と判断したところであります。

沿道住民や自治会との協議については、今回の見直しにあたり正式な協議の場は設けておりませんが、沿道住民からは「良いのではないか」との話を伺っているところです。ただ、実施にあたりこれまでご協力をいただいていた方々に対する説明を怠ったことは申し訳なく感じているところであります。

今後とも地域の皆さまや関係団体と連携しながら、津別町らしい美しい花の景観づくりに努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 6 番、佐藤久哉君。

○6 番（佐藤久哉君） 〔登壇〕 今、ご答弁いただいた中で、従来通りの植栽や維持管理を継続していくことが困難な状況になったことは議員もご承知のとおりという言葉があったんですけれども、実は困難になったのは、お世話している団体、具体的に言いますと、街並みづくり推進会議が高齢化のために、実際、号令をかけても3、4人しか集まらないという状況で、維持が難しいと。私事ですが、私が会長を務めておりましたので判断いたしまして、令和3年の中ぐらいから、町のほうにこういうことでできなくなるからと言って解散を1年延ばして5年まで街並みづくり推進会議を継続して、31年間、この花の世話をしてまいりました。ということでありまして、沿道の住民の方からは、音を上げたという声を私は聞いておりません。現に5年までは各通りの役員がチラシと軍手を持ってお願いに行って、植栽の日には皆さん沿道に出てきて、写真等撮ってありますけれども、多くの方が沿道に出て花植えに協力していただいております。

その後、行政が引き継いで、3年間の間で植栽に出てきてくれる方が全然いなくて、担当の言葉を借りれば、沿道の方の関心は薄れてしまったんだなど。ですから行政として経費が少なく、そして維持できるように負担を減らした一部の所でやるというふうに決断したというお話ですけれども、どうも私は納得いかないのは、その過程において、受け皿の団体は、花のまち推進協議会というところをつくったけれども、担い手の受け継ぎができなかった。会として受け皿ですけど、花のまち推進協議会自体、

担い手にはなり得ない。そこで、その維持管理に手をつなぐ育成会にお願いしてやってきたというんですけど、そこに至る今までの花壇をみんなで協力してつくり上げてきたノウハウの移譲がなされなかった。そのことも残念なことかなというふうに思っております。

ここへきて、また新たな展開を見せたときに、答弁の中にもありましたけれども、住民との協議がなされなかった。これも非常に残念なことであります。

その住民の意見の捉え方なんですけれども、さっきのチラシをまいて、植栽に出て来る人が少なかったので、沿道の人に関心は薄れたという判断とともに、今回、その住民の方も都合のいい意見だけを私は切り取っているように思います。

私は聞いたところでは、自分の前の花壇ぐらいただったら自分でできるので、好きな花を植えて管理したいという方もいますし、それから前々から問題になっている街路樹についても、どうせ花壇のことを相談するんだったら、街路樹についても切ってほしいという話をしたかったと。もちろんウッドチップになって「何もしなくていいから、楽だわ」という方もいますけれども、結構、誤解されている方が、街並みづくり推進会議がやめてから、今度は全部町でやるから我々は手を出さなくていいんじゃないかと、出さないほうがいいんだというふうに受け取っている方もいるということで、コミュニケーションがうまくいかなかったことによって、住民の関心が少し薄れてしまった部分もあるのかなと思って、大変残念に思いました。

今回、ウッドチップを敷いてやるということを決められたのであれば、その個々の要望の中で花壇を自分のところで使わせてほしいとか、それからほかの要望は聞いてもらえないのかというような声に対して、どういうふうに判断していくのか考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（迫田 久君） まず、そのウッドチップを入れたというふうな経緯につきましては、今、町長のほうの答弁にあったとおり、国道を管理する道路事務所のほうと協議をさせていただいております。

今、佐藤議員からございました、自分の目の前の花壇についてというふうなところでございますが、私のほうから、うちの担当のほうに確認をしたところ、また都合の

いいところだけ切り取っているんじゃないかというふうなご指摘になるかもしれませんが、今、土を取るにあたって、「どうしますか」というふうな形で確認をして、「取ってもいいですよ」というふうなところだったりとか、「ウッドチップを入れてもいいですよというふうには言われました」というふうには言っております。なので、まずそのウッドチップにするべきかどうかというふうなところにつきましては、町長の答弁のとおり誠に申し訳ありませんが、その地域住民の方々とは、ご協議については正式なものはございませんでした。しかし、その土を取る際に、個々の入り口の前の方には確認をして、「いいですか」というふうなところは確認をしたというふうに聞いておりますし、その結果、今もう少しでウッドチップを入れる作業に入りますけれども、土を今取っているというふうなところは、そのような形で確認をさせていただいたというふうな形で聞いております。

○議長（鹿中順一君） 6番、佐藤久哉君。

○6番（佐藤久哉君） [登壇] ほかの答弁はなかったんですけど、このウッドチップを入れるかということに関しては、私、沿道住民ですけれども一度も了としておりません。

うちの前の土が取られる時に、たまたま前へ出て行ったら、隣の自治会長である原田先生と2人になりまして、「何しているんだ」と。「俺も知らないから」ということで、そこに芙蓉の現場監督がいたので、その方に聞いたら、「いや、町からこの所には土を取って花を植えない」と。「ウッドチップを敷くんだと言われている」と言われて、「ああそうですか」という形で、了承ということじゃなくて決定事項として通達されました。そのことは私たちだけなのかもしれませんが、間違いないので、担当のほうにもちょっと聞きましたけれども、何人かにはウッドチップにして良かったと言われているとか、自分の花壇のことについて処遇を相談されたとかありますけれども、そもそもこのことについて1軒1軒沿道を歩いて答えを聞いているということは、そういう行為はなかったのではないかというふうに思っております。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（迫田 久君） 今、もちろん佐藤議員も沿道の住民というのは十分知っておりますので、その一住民の方がなかったというふうなところでありますと、

私どもも再度担当のほうには確認をさせていただきたいんですけれども、私が担当のほうから確認をさせていただいた時には、そんな答えだったというふうなところでございます。

その後、それがされていないというふうなところでありますと、今の段階でいきますと、まだウッドチップは入れていないというふうな状況でございますので、いったんその作業を止めて、もし必要である住民がいるというふうであれば、土を戻すというところも検討はできるという段階なので、再度検討はしていきたいというふうに思っております。

○議長（鹿中順一君）　6番、佐藤久哉君。

○6番（佐藤久哉君）　〔登壇〕　私もその議員という立場ですから、ごねて自分の前だけ自分の思うように花壇を自分でつくりたいとか、そういうことを申し上げるつもりはありません。やはり協働のまちづくりという中で、住民とともに景観づくりを考えていくべきではないかなというふうに思っています。

例えば1軒だけが、もう全部周りウッドチップで、1軒だけが花を植えていると。それを通った人が見たらどう思うかなと。やっぱりこの町、足並み揃っていないというふうに見るのかなと。そういうこともありますので、できれば統一感というものが必要なんですけれども、そういうような住民のコンセンサスを取り切れていないところが、私は事業として問題だと言っていることでありまして、やはり、ちょっと遅ればせながら、住民の皆さんに聞いて、「こういうふうにしようと思っているんですが、よろしいですか」と聞く必要があるのではないかなということを申し上げたいと思います。

できれば、通りとしては統一感を出して国道を管理したほうがいいのではないかなというふうに思いますので、私のほうからは、そういうご意見を申し上げておきたいと思います。

将来的に前の歩道改修の時も必要のない花壇を潰しました。例えばさんゆうさんの前ですとか、あとまちなか団地の裏ですとか、その時は街並みづくり推進会議が全部の沿道の家を回って、それぞれの花壇に対するご意見を聞いて、そしてその意見集約によって開発に町を通して話していただいて実現したというのがあります。ですから、

多少手間でも、やはり沿道の方の声を聞くということ、個別で大変かもしれませんが、そんなにそんなにすごい数じゃありませんので、ぜひ実行していただきたいなというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（迫田 久君） 大変今のご意見きっちりとしていきたいというふうに思っております。

今回その花壇から私どもの認識がちょっと甘かったというふうなところでございまして、今メモ書きをちょっと確認したところ、確認させていただいたのは、花壇を使っていたというふうなところとか、自分で目の前の花壇に植栽をしていたような方々にはお話を聞いたというふうなところのメモだったんです。それで今、佐藤議員からご指摘があったとおり、今後につきましては、この花壇につきましては、今後の方針を変更する場合には、再度お話を聞いて、この今回、ちょうど北見信金さんから今の花を植えている所以外にはチップを埋めてみて、それがもう一度住民の皆さんたちに感想を聞きながら、それを広げるべきなのか、もう一度花壇に戻すべきなのか、ましてや大通り全体をチップにしてしまうのかというふうなところの判断も含める場合には、再度、地域住民の方々に1軒1軒お話を聞いていきたいというふうに思っていますので、よろしくお聞かせしたいと思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 6番、佐藤久哉君。

○6番（佐藤久哉君） 「登壇」 大体話がお互い見えてきたのかなと思いますので、今後、住民の方とコンセンサスを取りながらやっていきたいと思います。

2番の質問を終了いたしまして、3番の質問に移りたいと思います。

3、人口減少に対する施策について。

町は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」をもとに人口減少緩和に向け政策を推進し、現在は「津別町総合戦略事業」にシフトし、施策を進めてきました。

しかしながら、先般の国勢調査の速報値ではオホーツク振興局内で最大の減少率となる13.7%という残念な結果を記録しました。

そこで、以下のことをお聞かせしたいと思います。

なぜ、人口減少が加速しているのか。総合戦略事業の効果をどう評価しているのか。

②町長が今後、現在進行中のものも含め、必要と考えている施策は何か。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、人口減少に対する施策についてお答え申し上げます。

はじめに、人口減少と総合戦略事業の評価についてですが、ご承知のとおり本町の人口は、国勢調査において1960年の1万5,676人をピークに、本年5月に発表された2025年国勢調査速報値では3,774人となり、75.9%減少しています。この速報値は国立社会保障人口問題研究所の推計数値3,867人をさらに93人下回る結果となりました。こうした人口減少の大きな要因は、少子化の進行に加え、進学や就職を機に若年層の転出がさらに拍車をかけているためと考えております。

総合戦略事業の効果の評価につきましては、町では、これまで「第1期と第2期の津別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、緩やかな人口減少となるよう施策を進めてきたところですが、今回の国勢調査速報値を見ますと取り組みが十分であったかどうか大変悩むところでもあります。

ただ、明るい兆しとしては町長日記にも記載しましたが、令和7年度において初めて転入者が転出者を17人オーバーしたことは、これまで進めてきた子育て支援、移住・定住政策、地域産業への雇用支援、関係人口の創出などそれぞれの分野において、一定の基盤整備や施策の積み上げが進んできた結果であると捉えております。

今後とも現在の第3期津別町総合戦略に基づき、総合戦略会議において事業効果の検証と計画の見直しを行ってまいりたいと考えております。

次に、私が今後必要と考える施策についてですが、第6次津別町総合計画をベースにしたものでなければならないと考えております。総合戦略の目標では、一つ目として「豊かな自然環境と地域資源を活かし、津別町で働き、暮らしたいと思える活力あるまちをつくる」こと。二つ目は「自然豊かな生活環境を次世代へ継承するとともに、誰もが安心して暮らせる地域社会をつくる」こととしています。

こうした目標に基づき、現在行っている農業・林業をはじめとする基幹産業へのさ

まざまな支援の継続はもとより、都市圏自治体への情報発信と交流を展開し、関係人口から移住・定住へとつなげていく取り組みの強化が必要であると考えております。

また、定住にあたっては、現在行っている子どもの医療費無償化や出産・子育て支援の継続のほか、教育環境と遊び場の充実など、物価高騰下ではありますが、若い世代に選ばれる町づくりを進めていく必要があると考えております。

さらに本町は他町に比較すると外国人居住者、労働者の数が圧倒的に少ないことから、外国人と共生できる地域づくりを企業や自治体と協働しながら進めていくことも、人口減少対策の大きなポイントになるものと考えていることから、この春より町営住宅の活用を図る条例改正などを行ったところであります。

今後とも少子化対策、移住・定住対策、労働環境対策、外国人対策を強めるとともに、地域医療の確保にしっかり対応していくことが必要であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 6 番、佐藤久哉君。

○6 番（佐藤久哉君） 〔登壇〕 ①の人口減少がなぜ加速しているのかというところですけども、前にもちょっとお話ししたことがあるんですけども、これは、もう津別町の産業構造のせいだというふうに私は思っております。

林業・林産業はピークを迎えたというか、活性化した昭和 30 年代前半、津別町の人口がうなぎ上りに伸びていった時がありまして、その反動といいますか、その時流入してきた方たちが、今、自然減につながっているというふうに思っていて、実は今回の国勢調査で、私は 1 位の座は明け渡すというふうに思っていたのですけれども、まだまだ津別町が 1 位ということで、ちょっとショックだったんで、自分の予測も外れているかなと思っているんですけども、今言った最初の起因については、滝上町とか留辺蘂町がやはり大幅な減少率を示していることを考えても、やっぱりその産業構造にあるのかなというところは、同じ林業の町が非常に減少率が高いと、そういうことだというふうに思っています。

町長、ここで答弁の中で、取り組みが正しかったのかどうか、ちょっと首をかしげるといようなお話でしたけれど、私は、うちの総合戦略事業は決して他町村に劣るものだとは思っていないし、結構正鵠を得ているというか、正しい戦略を歩んできて

いるのではないかなというふうに思います。

たまたまだ結果がついてきていないところもありますけれども、だんだん成果が見えてきているところもありますし、これ以上いろんなことをやっていくよりは、今やっている戦略が正しいと思って、やっぱりもっと効果を上げる、さらなる効果を上げられるような形でテコ入れしていくべきではないかなと思います。

人口減少率が管内ナンバー１ということは、もう認めていかなきゃいけないし、この問題をちゃんと受け止めて、現実に対応していかなきゃいけないと思っています。どんどん減って行って、前にも町長とお話ししたんですけれども、人口が減っていくことによって不都合が生まれる。その不都合をクリアしていかなきゃいけないということで、この人口減に対してやはり大事なことは、その不都合を潰していくというか、埋めていくことだと思っています。

そんな中で、先ほど篠原議員が一般質問されて、外国人人材のことがありましたけれども、津別町としても、その外国人人材の受け入れ体制の充実といったことが挙げられると思いますが、ちょっと①と②両方入っちゃうんですけれども、外国人人材等のインフラ整備ですとか支援について、先ほど篠原議員のほうの一般質問でもお話がありましたけれども、今後もっと力を入れていくべきだというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（迫田 久君） それでは私のほうから、その人口減少に伴う外国人人材への支援についてというふうなところがございますが、具体的な内容につきましては、先ほど篠原議員のほうに答えたところなのかなと思っていますが、今後さらなる支援というふうなことになりますと、やはり外国人人材が増えるというふうなところにつきましては、私は特に英語とか外国語を喋れないので、やはり通訳というふうなところ等々の方々を何とか増やししながら、来ていただける外国の方々に上手くコミュニケーションを図れるようにしたいというふうに考えております。それらの活用につきましては、地域おこし協力隊等々も活用しながら整備をしていきたいというふうに考えています。

また、その先ほど篠原議員のほうのご質問等にもありましたけれども、要は情報発

信の部分でいきますと、町長のほうからもあったとおり、ホームページ等々につきましては多言語化の方にも進んでおりますし、産業振興課のほうにつきましては、多分、観光パンフレットのほうにつきましても多言語化というふうなところもさせていただいているかなと思っておりますし、あとは防災関係のものにつきましても多言語化というふうなものも必要だと思っておりますので、そういったところにはどんどん進んでいって、外国人人材が津別に定住していただけるような形に整えていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 6番、佐藤久哉君。

○6番（佐藤久哉君） 〔登壇〕 すみません。ちょっと時間を気にしたもので話が複雑してしまったんですけれども、外国人人材に関しては、私申し上げたいことは、先ほど津別町が打っている手があります。それ以外に、先ほど町長ちょっと答弁の中にありました自治会との関係性の強化というか、自治会が外国人を普通に受け入れることができる環境をつくっていく、そうしたことも大事だと思います。

例えばミニバレーのサークルとか、それからお祭りの何かイベントをやる時にも簡単に参加できるような、そういうような関係性をつくっていくことによって、本当に選挙権以外は津別の住民みたいになれるような関係性をつくっていくことによって、非常に今、給与格差の問題で都会へ流れていく外国人が多いという中で、離れ難さをつくる。津別をふるさと化するというか、そういうような試みをぜひ考えていただきたいなというふうに思います。

それで、先ほど申し上げたとおり町長の今まで行ってきた総合戦略事業については、私は評価しておりますし、今後もこれに力を入れていただきたいのですが、現実的に効果のないものについては、やはりちょっと見直す必要があるのではないかなというふうに思っています。見直しというか、テコ入れしなきゃいけない部分もあるのかなというふうに思っています。それは、まちづくり会社であります。まちづくり会社は、やはり大きな期待を背負って立ち上げられた企業ですけれども、ちょっとつまづきがありまして、今、町から受けた委託事業であっぴあっぴしている。社員も2名から先月1名が補充されたということですが、急に戦力になるわけではない。こうした場合、やはり町も人員のやりくりは大変ですけれども、まちづくり会社

に大きな使命があるとすれば、そこがやっぱりスローダウンしてしまったり、機能を失ってしまうことは絶対に避けなければならないと思うんです。そうした中で、町から出向ということも、やはり場合によっては考えるべきではないかなというふうに思っております。

それから、ちょっと例なんですけれども、まちづくり会社は地方創生事業の中で北大生によるHALCCの事業は大変活発にうまくいっております。どうして上手くいっているかという、HALCCはマンパワーを持っているんです。やっぱり人材がいるわけです。今まちづくり会社に足りないものは、そこだと思うんです。マンパワーだと思うんです。ですから、今、従業員補充するだけじゃなくて、ふるさと納税の仕事を軽減してあげたりして、ほかに手を回せるようにしていると思っています。

まちづくり会社は、町から与えられた委託された仕事をするんじゃないくて、町ができないようなクリエイティブな仕事をまちづくり会社にやってほしいという思い、まちづくり会社を立ち上げたと思っております。ぜひ、そうしたことに羽ばたいていけるように、まちづくり会社を応援していくことが、これからいろんな不都合を解決していく上でまちづくり会社が町民に寄与できる部分ではないかなというふうに思っております。とりあえず、そうした意味で私も何をしたら人口減少が止まるかということについては答えを持っておりませんし、答えを見つけることはなかなか難しいと思っております。とりあえず今、町が行っている施策に関しては私も賛成しております。ただ、今、申し上げた幾つかの点については考えていくべきではないかなと思っておりますので、町長に考えがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 町の人口がやっぱり減っていくと、やっぱり気持ちもしぼんでいたりすることもあります。

ただ、見ていると元気のいい人も入ってきているのもまた事実ですので、首都圏、特に津別の場合は船橋市とかともつながりがありますので、そういった所に大勢いる人の中から、ちょっと津別のために一肌脱いであげようかというような方たちも今までも来ていますので、さらに山崎さん等々を通じて少しまた協力してもらえるように契約を結びながら今進めているところですので、そういったところにも期待をかけた

いなというふうに思っているところです。

よく津別の子育て支援というのが充実していますというのは、時々耳にするわけなんですけれども、ただ人口減少とともに交付税も減っていきますし、税収も減っていきますので、それらを今度ずっと継続していくための財源の確保というのが非常に大事になってきます。そこのところを無視して、あれをやりましょう、これをやりましょうと。これもつけましようだとかというのは、それをやるのはちょっと無責任過ぎますので、やはり貴重な財源としては、やっぱりふるさと納税がありますので、そこのところに一定の額が確保できれば、少しでも充実させることはできるかなということもあって、今回、負担が随分かかっているまちづくり会社を応援する。実は出向はできないんです。出向はできませんけれども役場のほうで業務を一部受け持つと。分担をしながら今は進めているところで、一定の成果も上がったなというふうに見えているところです。まだまだ見ていて社員の方、こういった方が来れば、またさまざまな取り組みができるかなと思うわけなんですけれども、やはり役場もどこもそうなんですけれども、人の確保が今非常に難しい状態になっております。そういった中でまちづくり会社も苦戦をしているのは重々承知をしていますけれども、山崎さん何かのお話を聞くと、津別のまちづくり会社というのは、こういう二つの棟、大通棟とそれから幸町棟、その指定管理を受けて一定の金額が委託料で保障されていると。そうすると、それは儲けということではなくて、その会社の基盤がそれできちつとなっているので、そこから先、今度アイディアさまざま含めて儲けのほうに進めていきたいと。そういう方というのは、多分、東京や船橋やそういう所にいますよということで、かなり自由度が高くいろんな商売ができるというふうな思いを持っている人もいますので、そういう方たちが今年に入ってからもちろほら見に来ているという状況もありますので、その方たちがうまく今のまちづくり会社と連携して、あるいはその社員が地域おこし協力隊という制度を使って、そこの〇〇会社の社員が地域おこし協力隊として一定の期間まちづくり会社の支援に入ってくるだとか、そういったことは十分考えられますので、いろんな手を使いながら活性化に向けて努力していきたいというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 6 番、佐藤久哉君。

○6 番（佐藤久哉君）　〔登壇〕　人口減少対策については、私の意見をまとめると、今やってきていることで、やはり効果的であった部分に対して手厚くやっていくべきだと。

懸念材料は二つで、まちづくり会社をきちんと機能させること。それから、外国人に定着してもらえるような手厚い施策を推進していくべきだということであります。

私、まだまちづくり会社の総会議案を開いていなくて知らなかったんですけども、新社長の手腕に期待して、まちづくり会社がまた一層パワーアップできるように祈りまして質問を終えたいと思います。

町長、何か最後あればお願いします。

○議長（鹿中順一君）　町長。

○町長（佐藤多一君）　まちづくり会社の社長も年齢的なこともあったりとか、さまざま地域での役がどんどん回ってきているという状況の中で、今期をもってということでお話が昨年の12月に私のほうにもあったわけなんですけれども、今度は新しい社長を迎えながら、ぜひともまた発展していただければなと思っております。

○議長（鹿中順一君）　暫時休憩をします。

休憩　午後　2時 55分

再開　午後　3時　5分

○議長（鹿中順一君）　休憩を閉じ再開します。

次に、1番、巴光政君。

○1番（巴　光政君）　〔登壇〕　議長の発言の許しをいただきましたので、先に通告の原油やナフサ不足による影響と対策について、質問していきたいと思います。

米国・イスラエルのイラン攻撃により、ホルムズ海峡が封鎖されたことにより、原油の確保が困難になり、エネルギーや石油製品の価格の高騰や資材不足から、暮らしと営業を守るための対策を求めたいと思います。

また、どのような影響を受けているのか、生活や営業を守る手立てが必要であり検討できないか。

そこで、次の点について伺います。

一つ目、町内の企業が影響を受けているか、実態を把握しているか。資材が入ってこないと工期が遅れ、エネルギー高、休業補償などについて伺いたと思います。

二つ目、物価高と企業の把握の結果に対し、早急な支援が必要ではないか。

三つ目、②に対し、相談窓口を設置して要望を聞くことが必要でないか。

以上について質問したいと思います。

○議長（鹿中順一君） 巴君の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、原油やナフサ不足による影響と対策についてお答えいたします。

はじめに、町内の企業への影響と実態把握についてですが、中東情勢が悪化する中、石油に由来する製品の価格変動と、販売物資や資材・消耗品の調達状況等については、日常的に町内事業者との意見交換や各団体の会合時において、さらに商工会事務局との意見交換や企業訪問により逐次情報を収集しているところです。

その中で、町内の産業全般において、仕入個数の制限や一部製品の受注停止による品薄状態、仕入価格の度重なる上昇があることは把握しておりますが、そのような状況の下、販売価格に転嫁することに苦慮されているようです。現在のところ石油を原料とする各種資材や作動用のオイルなど、事業経営に不可欠な資材・消耗品は確保できているものの、今後さらなる価格の上昇や確保の見通しに大変不安があると聞いているところです。

また、町が発注する建設工事の一部に、資材の調達遅れが発生していますが、現在のところ工事に大幅な影響を与える状況にはありません。なお、工期中の発注工事における資材価格の高騰への対応については、北海道より指針が示されている「工事請負契約に対するスライド条項」に準じ、工事請負業者が不利益を受けることのないよう努めております。

また、町内の産業全体に対しましては、現在、北海道が物価高対応緊急経済対策として実施しています「中小・小規模企業賃上げ環境整備等支援事業」の紹介や、今後、国が企業向けに「電気・ガス価格激変緩和対策事業」を実施することから、北海道や

国の動向を注視し、慎重に町の対応を検討してまいる考えであります。

次に、把握結果に対する早急な支援についてですが、現在販売する商品の仕入れや必要な資材の安定的な確保、仕入・販売価格の安定化などは、中東情勢に起因する世界的な問題であり、町単独での支援による解決には限りがあります。そのため、先に述べましたとおり北海道や国の動向を注視し、慎重に町の対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、相談窓口の設置についてですが、既に国においては経済産業省内に特別相談窓口を設置し、いわゆる「目詰まり」の解消に向けた取り組みを行っているところであり、役場内に特別に相談窓口を設置する予定はありません。

ただ、町内事業者の経営上の課題や支援策に対するニーズについては、常に情報収集すべきことであり、町内事業者や商工会と連携し、日常業務として要望等を把握し、北海道や国に対し意見を述べるとともに、町としてできることを行う考えであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 1 番、巴光政君。

○1 番（巴 光政君） 〔登壇〕 それでは、①の町内の企業が影響を受けているか、実態について、私の調べたところでの報告をしたいと思います。

食料品関係、トレーが2、3割値上げしているとのことであります。今のところ在庫は賄えているけども、次の発注の時には値上げはあり得るけれども商品が入ってくるかは今のところ不明とのことであります。

塗装業の関係で、ペンキ、シンナー、養生ビニール、ガムテープが入荷しなくて休業状態ですとのことでした。塗料類の価格は4、5倍の値上げになっているようなことで、発注しても4リットル缶ぐらいしか1回に入ってこないというような状況でありまして、色合わせなどは全く入ってこないというような状況でした。

建設関係、断熱用スタイロフォーム、塗料類は入荷が不可能とのことでした。他の資材の値上がりのほか、入荷の目処が立たなくて、契約をとっても資材が揃うかが心配であるとのことでした。

そんな中、今、物価が上がったりも影響していまして、新築よりリフォームの受注が多くて、また解体処理コストの値上げも大きく、先ほど高橋議員からも出ておりま

したけれども、補助金 50 万円ではお客さんが予算が立たず検討をしてほしいということもいわれているそうでもあります。

自動車整備関係です。潤滑油は不足して、現在は何とか手当てしてもらっているが、今後の発注で入ってくるかはわからないと言っておられました。部品類も今のところは値上げはしているけれども、何とか手当てしてもらっているとのことでした。

家電販売関係では、今はエアコンの購入で、町の補助金の関係で何件か注文が来て、2 件は取り付け完了したというようなことで、残りの注文については配管カバーが入ってこないで工事待ちになっているというような状況でした。

医療関係では、大体、医薬品、備品などは品切れがないとのことで、値上げについては 6 月、8 月、10 月と毎回値上げされてくるというようなことで言われておりました。今、検討しているのは、薬の梱包機材が故障するかは年数的にわからない時期に来ているので更新しようと考えていて、それは今発注しないと、次回の発注だったら 1.5 倍も上がるようなことで、早急に検討していきたいというようなことで言っておられました。

あと給油所関係では、潤滑油関係で卸売先より一応前年の実績を見ながら納品されてきているが、例えばオイル缶を 10 缶頼んでも 1 缶ぐらいしか入ってこないというような状況で、在庫を見ながらオイル交換をしている状態ですが、今後においては注文が来ても断らなきゃならない場合も出てくるかもしれないというような状況になっているそうです。

あと、冬タイヤの関係については、今が製造時期なんですけども、原料がなくつくれないというような状況を聞いているようでして、今冬にかけてのスタッドレスの納入が心配というようなことで言われておりました。

また今、全く入ってこないのはアドブルー、これはディーゼル車の窒素酸化物を浄化するために使用する高品位尿素水という関係ですけども、これはプラスチックの容器が不足していて、それを詰める容器がないものだから全然入ってこないというようなことを聞いております。

以上が町内での業者の状況を確認したところですが、今、一番心配されているのは、塗装関係でシンナーが入らない。塗料が入らないというようなことが、今、一番不足

して困っている業者かなということが挙げられます。これらの関係で何かあれば伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 町内の状況ということですので、こちらのほうも担当課のほうで商工会等々を通じながら聞いたりしている部分があります。いずれにしても、これ町でどうこうするという状況は、なかなか難しいなというふうに思います。今、幾つかお話しされた中でペンキの話も出てまいりましたけれども、私も実は先月、自分の家の屋根のペンキを二十数年ぶりに塗ったんですけれども、業者のほうに言ったところ、本当は色合いとしては、カタログを見て、欲しいのがあったんですけれども、いわゆる光沢のないペンキは、もうなかなか入ってこないということで、少し光沢のあるやつしか入ってこないんですよということで、しょうがないですねということで、そちらにせざるを得なかったんですけれども、一応は塗ってもらったところです。ですから希望どおりになかなかいかないという状況が出ているなというふうに思います。

この間、たまたま青山さんというテレビによく出ている政治ジャーナリストですけれども、その方の講演会を聞いたんですけれども、今のこのアメリカとイスラエルのイラン攻撃によって、中東情勢が非常におかしくなって、石油類の値上げが続いて、関連製品もなかなか入りづらくなってきているという話の中心の中に、いわゆるサプライチェーンに目詰まりが出ているということで、その石油を輸入する、いわゆる大手企業というのは日本に11社あるそうですけれども、そこから今度、次の会社に行くんですけれども、それが日本で2万社ほどあって、その11社から2万社に渡って、さらに、その地域のほうの会社に行ってしまうということで、どこで目詰まりをして品薄状態になったりとか値上げをさせているのかというようなことが、いわゆる経済産業省内にGメン的な窓口を設けて、情報が入り次第そこに行って説明なり指導なりをするという話を聞いたところでありますけれども、こういったことは町ができるという状況にはありませんので、せいぜい町ができるのは、今回の国の補正予算で重点交付金、わずかでしたけれどもそういったものが何かの形で使えないかどうかというようなこと、ここまでいく十分な資金がくるのかどうかというのもちょっと疑問がありま

すけれども、そういった町が基金を取り崩して、これにずっと対応し続けるなんてことは、まず全体的なものを見ていくと、ここにだけ傾注していくということは、まず不可能な話でありますので、やっぱり外交というところは国の一番の仕事ですので、そののところできちんとお話を進めてもらいたいなというふうにも思って、こういう自治体でできることというのは、やはり今、巴さんがおっしゃられたように、さまざまな地域の実情を道や国のそういう話し合う場所がありますので、そういう中で訴えて、ぜひ頑張っていたいただきたいということで、国会議員も含めて党派は関係なく、やはり頑張っていたいただければなというふうに思っているところです。

○議長（鹿中順一君） 1 番、巴光政君。

○1 番（巴 光政君） 〔登壇〕 町長のほうからいろいろ伺いましたけども、新聞でいろいろ調べてみました。5 月 25 日の報道なんですけども、高市首相が4 月 5 日、自身の X（旧 T w i t t e r）で、少なくとも国内需要 4 カ月分を確保していると発信し、さらに 4 月 30 日には中東情勢に関する関係閣僚会議で年を越えて確保できる見込みと述べています。5 月 21 日の 8 回目の閣僚会議では、目詰まりが頻発している業種として、工務店、自動車整備工場、パン菓子販売店を挙げ、正確な情報提供が不可欠だと強調しました。一方で、物資の供給実態や把握と目詰まり解消に重点的に取り組んでいるとするにとどまりましたけども、供給そのものは先ほど述べたとおり目詰まりというような説明がされておりますけれども、目詰まりというだけでは末端においては無理があるのではないかなと思います。

流通の問題であれ、供給不足であれ、いずれにしても現場に物が届いていない現実には変わらないわけですので、実際に企業活動には影響が出ており、ナフサ由来の印刷インクを節約するため、カルビーはポテトチップスのパッケージを白黒に変更し、カゴメもトマトケチャップの一部商品でトマトのイラストを減らし、透明部分を増やす対応を進めています。

スーパーやコンビニでも食品容器見直しの動きが広がり、イトーヨーカドーは刺身やむきエビのトレーのふたをプラスチックからラップに変更する店舗を拡大、ファミリーマートもサンドイッチなどのパッケージに使用するインクの色を減らす方向です。さらに 5 月 29 日、30 日の新聞報道によると、政府は供給の偏りや流通の目詰まり解消

への対応に迫られる一方、代替調達の進展で年明けまでの必要量は確保したと強調します。ただ商品の品薄や値上げは相次いでおり、企業などの現場実感との乖離が生じているとのことでもあります。

ナフサの供給混乱の影響が広範囲に及んでおり、大王製紙やユニチャームは紙おむつの値上げを発表。大阪ダイハツ販売は、18日にエンジンオイルなどで出荷制限および入荷遅延、受注停止が発生していると公表し、交換作業に応じられない可能性があるとして顧客に理解を求めました。

インクが品薄だという名古屋市の看板製作所企業の経営者は、少ない看板屋は大手商社と取り引きをしておらず入手は難しいと指摘。取引先の規模や調達力が供給の偏りの原因の一つであることを示唆しました。

政府は、21日の調達交渉で、立場が弱くなりがちな一人親方を中心とした工務店や自動車整備工場、パン、菓子などの小規模販売店に対し出荷期間が能動的に実体を聴取する仕組みを新設、供給が停滞している箇所を特定し個別にやり取りする構えですとも報道されていますが、この実態に対して、行政にはそういうような、どういう所に困っている人がいれば通達を届けるといえるのか、解決のこういう所が品薄ですよというような方向を出せるような手立てがきているのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡辺 新君） まず、議員のおっしゃるところの、もう少し補足させていただきます。

議員おっしゃるとおり各業種から聞いた話につきましては、議員が回って確認されたこととほぼ近いことでございます。

ただその一方で、商工会の事務局長とそういったものを分析するにあたりまして、やはり大手にはあるものはあるといいますか、やはりここで力関係というものは出てくるものだなという話はしております。例えば、商社とつながっている大手のスーパーとかですと、そういったところは今のところ皆さん十分物があるかもしれませんが、小さな問屋から物を買う小さなお店というのは、やはり力関係としては弱いので、そういうところで少しずつそういう差が出ているんじゃないかと思われます。

あと、それとはまた別の話になりますが、先ほど議員おっしゃったとおり、これま

できちんと定期的に買っていたものについては、ある程度、希望する量には到達しないのですが、ある程度はそこのところはお得意さまといいますか、そういうところには優先的に物が入っている。ただその一方で、買うたびに値段は上がっていくし、この後、秋になったらどうなるかわかりませんというようなことが多くて、全般的にやっぱり皆さん非常に不安な状況となっております。

今、私が感じているのは、すごく皆さん不安な状態というところであるのかなと思っております。

そういった中で、やはり先ほど町長から今回の答弁のとおり、なかなか物資の不足とかそういったものを町の取り組みでどんなふう to 解決していくかというのは、やはり町長のおっしゃったとおり、町の状況を把握しながら上といいますか、国あるいは道に伝えて、それを要望していくという手段しかないのかなというふうに思っております。困っている事業体に対して、そういった手立てをこういうふう to してくださいという、道とか国からの指示というのが、まだ今のところないところでございます。

ただ、先ほどの答弁の中にあります制度がこれから動きますので、そういった制度が動き次第、町としても周知に努めてまいりたいと考えております。

以上、よろしくお願いします。

○議長（鹿中順一君） 1 番、巴光政君。

○1 番（巴 光政君） 〔登壇〕 それでは、2 番のほうに入っていきたいと思えます。

①で現状把握したことに対して、一応早急な支援が必要でないかということで、今、課長のほうから話がありましたけども、聞き取りした内容の中でも物価高騰、資材不足ということから、やっぱり町民の暮らしと地域経済を守ることが、コロナ禍以上に危機感が強まっているというようなことも聞いておりまして、緊急なまち独自の体温を必要でないかなというようにすることも考えなければいけないのではないかなというふうに思います。

今、状況が、一番塗料が来ないとか、そういう関係で言えば、もう収入がゼロというような形になるものですから、やっぱりそういう企業をいかに津別町として支えていかなきゃならないかということも考えていかなければならないのではないかなと思

います。例えば津別でいえばクリーニング店とか洋品店などが今はなくなりました。高齢化とか人口減少に伴うかもしれませんけれどもなくなっております。ですから今後において、例えば若い世代、後継者が働ける企業をいかに残して、育てていく対策も必要でないかなというふうに考えております。

中小業者、小規模業者の実態を把握した上で、事業継続に向けた直接支援を行い、緊急の持続化給付金とか事業継続補助金の創設をはじめ、資金の利子補給、拡充、税や社会保険料の減免措置の拡大などを経営と雇用を維持するために財政支援を行うことを検討していただきたいなと考えておりますけれども、先ほどの答弁と反するかもしれませんが、この辺何とか考えていただく手立てはないのか質問したいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） お気持ちはすごくわかるんですけれども、やはり町の予算そのものを、例えば公共施設もたくさん持っていますし、さまざま働いている人たちもたくさんいるわけですし、そういったものに対するものも同時に値上がりをしていて、いわゆる経常経費がかなり上がってきているという状況にあります。その中から、この部分に限って捻出していくというのは非常に難しいなというふうに思っています。今現在、津別町の仕事とか、あるいは暮らしのガイドを見ていただけたらおわかりのとおり、さまざまな支援、助成制度を設けています。これをきっちり今後も守っていくとか、やはり財源を捻出しながら、そういうことをしていくのがやはり重要なというふうに思っています。

一時的に取り崩してバツとやっても、これまで重点交付金ももう何回もらったかなというふうにもありますけれども、それでも改善はしていなくて、一時的なものですよね。それで結局終わってしまいますので、基本となる根本のところ安定していかない限りは、なかなか地方の自治体で独自にやって対応するということは難しいというのは、これは議員の方であれば同じく考えていただけるのではないかなというふうに思っています。ですから我々としては、早く平和が戻ってきて、そして安定した世界情勢になることによって、全部がいろんなものがこれまでのものが片付いていくものですから、そここのところに全力を挙げていただきたいということでお話

しをしていくということが、地方自治体の役目だろうというふうに思っております。

○議長（鹿中順一君） 1 番、巴光政君。

○1 番（巴 光政君） 〔登壇〕 一応資料の中で中小企業者支援の要望書とか、対策を提出したというようなことで北見民主商工会が北見市に、北海道商工団体連合会、北商連が札幌に出したとか、あとは我々の党としても道、県、国に対して要請しているところでもあります。

また今回、ちょっと提案しておりますけれども、議会を通して意見書を提出したく提案しているところですが、町としても、できれば町村会を通じて国に要望するとか、そういうことは考えられないでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） これは、例えば北海道でいけば北海道町村会、あるいは全国町村会で、これはトップ同士で国との話し合いをもっていますし、その中で石油対策、ナフサの関係も当然要望書の中に入っておりますし、それをもう既に実施しているという状況にあります。

○議長（鹿中順一君） 1 番、巴光政君。

○1 番（巴 光政君） 〔登壇〕 そういうようないろいろなことが含まれていますが、それで、その対策として一応3 番に移っていきたいと思います。

先ほどの答弁にもありましたけれども、相談窓口を設置して、いろんな事業者の窓口を設置してはどうかということでもありますけれども、現在のところでは考えていないというようなことが言われましたけれども、先ほどの国では、窓口を設置して、いろんな所の品薄、物が入ってこないということを調査して、一応その先の停滞している目詰まりしている先を指導していきたいような内容で国は言っていましたけれども、そういうことを、例えば個人企業者がどこに言ったらいいのかということもわからない状況もありますので、ぜひ、例えばどの窓口でそういうことをやっていますよとか、相談にのっていますよというようなことをわかるような対応が必要でないかと思っておりますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡辺 新君） まず相談窓口の設置につきましては、答弁にありま

したとおり、私たち産業振興課、特に商工観光担当が日頃よりこれは常に把握していきやいけないものだというふうに認識しております。

そういった中で、窓口というか役場に来ていただくことも、もちろんありがたく大変そこは参考になるんですけども、それだけではなくてきちんと常日頃から商工業者の皆さん、あるいは農林業者の皆さん、そして商工会とかＪＡですとか林協ですとか、建設業協会と常にそういった意見交換を交わしていることが重要なかなというふうに思っております。

議員のおっしゃるとおり皆さん不安を抱えていて誰かに相談したいということはあるかと思います。ただその一方で、今回の答弁のとおり、例えば、そのペンキ屋さんがペンキがなくてどうしようと困った時に、今、例えばそれが有効な補助事業があればそういったものに対応できるんですが、現状としては、今その部分が薄いということで、これからの国の事業等が出ればそういったものに対応して、もちろん国の事業が出れば町から発進することにはなるんですが、そういったものを踏まえて、どこがどういうことができるかということを考えながら、相談窓口というものを設置しなきゃいけないかなというふうに考えております。

あくまでも相談窓口という形ではないのですが、何か相談があれば、ぜひ役場に来ていただきたいということは、これまでどおり町として町民の皆さんにお伝えしているとおりのことですので、そういったものの中でお話を聞いて対応できることについては対応したいというふうに考えております。

よろしくお願いします。

○議長（鹿中順一君） 1 番、巴光政君。

○1 番（巴 光政君） 〔登壇〕 担当者は一生懸命やっているということもわかりました。できれば、こういうことについての相談窓口はここですよというような、カウンターに案内ポップ何かも掲げた中で、ぜひ対応していただければと思ひまして、私の発言を終わります。

何かあれば、よろしくお願いします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今、課長が言ったとおりでして、ずっとお答えしてきたと思

いますので、役場というのは、あえて相談窓口がなくても小さな町ですので、役場は、これに限らずさまざまなところの話とか、相談に来る場所ですので、そういう形で。ただ、できることとできないことが、やはり国政レベルのことまでなかなか小さな自治体ではできませんので、その辺はやっぱり理解していただければならないかなと思います。

○議長（鹿中順一君） これで一般質問を終わります。

暫時休憩をします。

休憩 午後 3 時 46 分

再開 午後 3 時 48 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開いたします。

◎延会の決議

○議長（鹿中順一君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

明日は午前 10 時に再開いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 3 時 48 分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員